

平成24年12月13日開会

平成24年12月21日閉会

(定例第5回)

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目 次

第1号（12月13日）

告 示	1
招集議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局出席職員者職氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	5
12番 石田 修一議員	5
10番 河内 賀寿議員	15
6番 國永美恵子議員	18
11番 岡崎南海子議員	29
議案第38号	36
議案第39号	36
議案第40号	36
議案第41号	36
議案第42号	36
議案第43号	36
議案第44号	36
議案第45号	36
議案第46号	36
議案第47号	36
議案第48号	36
議案第49号	36
陳情第5号	46
散 会	46
署 名	47

第2号(12月21日)

議事日程	48
本日の会議に付した事件	49
出席議員	50
欠席議員	50
事務局出席職員職氏名	50
説明のため出席した者の職氏名	50
開　　会	51
会議録署名議員の指名	51
議案第38号	51
議案第39号	51
議案第40号	51
議案第41号	51
議案第42号	51
議案第43号	51
議案第44号	51
議案第45号	51
議案第46号	51
議案第47号	51
議案第48号	51
議案第49号	51
陳情第5号	51
議案第50号	53
議案第51号	53
委員会提出議案第2号	54
委員会提出議案第3号	54
閉　　会	55
署　　名	56

田布施町告示第60号

平成24年第5回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

平成24年11月29日

田布施町長 長信 正治

1 期 日 平成24年12月13日

2 場 所 田布施町議会議事堂

○開会日に応招した議員

林山 健二議員

藤山 巖議員

向井 恒夫議員

高川 喜彦議員

木本 睦博議員

岡崎南海子議員

谷村 善彦議員

西本 敦夫議員

島中 孝議員

國永美恵子議員

清神 清議員

河内 賀寿議員

石田 修一議員

○12月21日に応招した議員

なし

○応招しなかった議員

なし

議事日程(第1号)

平成24年12月13日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
定期監査の報告
例月出納検査の報告
議員派遣
常任委員会の調査報告
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第38号
専決処分の承認について(平成24年度田布施町一般会計補正予算(第3号))
- 日程第6 議案第39号
平成24年度田布施町一般会計補正予算(第4号)議定について
- 日程第7 議案第40号
平成24年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第8 議案第41号
平成24年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第9 議案第42号
平成24年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第10 議案第43号
田布施町税条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第44号
田布施町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 日程第12 議案第45号
田布施町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 日程第13 議案第46号
道路の構造の技術的基準等を定める条例
- 日程第14 議案第47号
田布施町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
- 日程第15 議案第48号
田布施町営住宅等の整備基準を定める条例
- 日程第16 議案第49号
田布施町都市公園条例等の一部を改正する条例

- 日程第 1 7 陳情第 5 号
陳情書 選挙公報の条例化に関する陳情

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
 定期監査の報告
 例月出納検査の報告
 議員派遣
 常任委員会の調査報告
日程第 4 一般質問
日程第 5 議案第 3 8 号
 専決処分の承認について（平成 2 4 年度田布施町一般会計補正予算（第 3 号））
日程第 6 議案第 3 9 号
 平成 2 4 年度田布施町一般会計補正予算（第 4 号）議定について
日程第 7 議案第 4 0 号
 平成 2 4 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について
日程第 8 議案第 4 1 号
 平成 2 4 年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）議定について
日程第 9 議案第 4 2 号
 平成 2 4 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について
日程第 1 0 議案第 4 3 号
 田布施町税条例の一部を改正する条例
日程第 1 1 議案第 4 4 号
 田布施町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
日程第 1 2 議案第 4 5 号
 田布施町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
日程第 1 3 議案第 4 6 号
 道路の構造の技術的基準等を定める条例
日程第 1 4 議案第 4 7 号
 田布施町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
日程第 1 5 議案第 4 8 号
 田布施町営住宅等の整備基準を定める条例
日程第 1 6 議案第 4 9 号
 田布施町都市公園条例等の一部を改正する条例
日程第 1 7 陳情第 5 号
 陳情書 選挙公報の条例化に関する陳情

出席議員（13名）

1 番	林山 健二議員	2 番	西本 敦夫議員
3 番	藤山 巖議員	4 番	畠中 孝議員
5 番	向井 恒夫議員	6 番	國永美恵子議員
7 番	高川 喜彦議員	8 番	清神 清議員
9 番	木本 睦博議員	10 番	河内 賀寿議員
11 番	岡崎南海子議員	12 番	石田 修一議員
13 番	谷村 善彦議員		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	中田 正美君	書記	山本 清治君
		書記	岸井 孝之君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	長信 正治君	副 町 長	富田 辰也君
教 育 長	尾崎 龍彦君	総務課長	東 浩二君
企画財政課長	西本 重貴君	税務課長	岡本 正君
町民福祉課長	田縁 和明君	建設課長	川添 俊樹君
経済課長	落合 祥二君	健康保険課長	猪股 勝美君
学校教育課長	田中 章君	社会教育課長	岡本 憲一君
会計室長	徳元 淳良君	収納対策室長	藤井 正彦君
監査委員	今井 清弘君		

午前9時00分開会

（ベル）

○議長（谷村 善彦議員） ただいまから、平成24第5回田布施町議会定例会を開催いたします。こ

れより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（谷村 善彦議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、河内賀寿議員、岡崎南海子議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（谷村 善彦議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮ります。本定例会の会期は、本日から12月21日までの9日間をしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は12月21日までの9日に決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（谷村 善彦議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日は定期監査及び例月出納検査の結果報告のため、今井代表監査委員に出席を求めています。

定期監査及び例月出納検査の報告を求めます。今井代表監査委員。

○監査委員（今井 清弘君） あらためまして、おはようございます。監査報告、向井議員監査委員と実施いたしました、監査等の結果について御報告申し上げます。

まず、最初に定期監査ですが、10月4日、9日、11日、15日、16日に行いました。その結果は、お手元に配布しております報告書のとおりでございます。

次に、それぞれの月の例月出納検査ですが、平成24年9月、10月及び11月末における一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配布しております報告書のとおりでございます。

現金出納簿、歳入及び歳出計算書、収入通知書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めますので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷村 善彦議員） 次に、議員派遣についての御報告をいたします。

9月定例会以降の議員派遣は3件で、お手元に配布した文書のとおりです。

次に、常任委員会における調査の報告は1件です。お手元に配布した文書のとおりです。

また、地方自治法第121条の規定により本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けたものの職、氏名はお手元に配布の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 一般質問

○議長（谷村 善彦議員） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。石田修一議員。

○議員（12番 石田 修一議員） おはようございます。私たちの任期もあと2カ月余りとなりました。長年の懸案事項でありました麻里府の高潮対策をこれは来年から着工予定となりましたし、国道188号線（ ）拡幅工事もおかげさまで着工しております。まず、お礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、一般質問に入ります。

最初は、一括質問一括答弁、2回目より1問1答方式でお願いします。答弁者は町長にお願いします。麻里府小学校の統合計画については町長、教育長にお願いします。

それでは、第1、第5次総合計画の推進状況についてであります。

第5次総合計画は、平成23年4月にスタートし、既に1年8カ月が経過しております。町では、この計画に沿い「住みよい山口県一のまちづくり」これを目指していると思っておりますが、この計画の進捗状況、特に重点的に推進したことや計画の変更、見直しの予定があれば、お答えいただきたい。

また、その中で「豊かで活力あるまち」の施策、すなわち、町の活性化についてであります。町長の具体的な戦略が見えにくい企業誘致や地場産業の振興、第6次産業の推進、県立田布施工業高校の跡地利用など、町長のリーダーシップが問われる課題も多いと思っておりますが、どのように取り組まれるのかお尋ねします。

2問目であります。防災対策についてであります。

津波・地震避難訓練の実施をお願いしておりましたが、12月2日に田布施町と自主防災会が連携した避難訓練が実施されました。東日本大震災の悲惨な記憶も残っており町民の関心も高く、各団体などの協力もあり多くの住民が参加しました。地域住民の防災意識を高めることができ、大変有意義な訓練であったと思っております。

参加者より年に1度は訓練を実施してほしい、避難経路の見直しが必要か、今回は健康な人だけの参加であったが、歩けない人や独居高齢者は誰が助けるのか。行政だけに頼るのではなく地域でも考えようではないか、というような建設的な素晴らしい意見も出ておりました。

町では、参加者にアンケート調査を実施されました。この調査結果により、訓練の成果や改善点を今後の訓練にどのように生かしていくのか、また防災対策をどのように推進していくのかお尋ねします。

3問目であります。麻里府小学校の統合計画についてであります。

麻里府小学校の麻郷小学校への統合計画についての説明会が開催され、町長、教育長が出席されたと聞いております。保護者の理解が得られたのでしょうか。いかがでしょうか。説明会の経緯と結果についてお尋ねします。

また、町長、教育長、現時点の判断や考えについて、それぞれのお立場でお答え願いたい。

第4問目、生活バス路線の推進についてであります。

平成21年に実施された「まちづくりアンケート」この結果によりますと、本町に住みたくないと回答した人の理由として、医療福祉施設、買い物への不便、不満が多く上げられております。今後も、高齢化社会が続く中、高齢者が自立して元気に暮らしていけるよう、通院や買い物に自らの意志で行動できる環境が不可欠であります。

平成24年4月現在で、本町の高齢化率29.5%ということは、3人に1人が65歳以上の高齢者であります。60歳代、70歳以上の町民が、特に力を入れてほしい施策は、1位が高齢者福祉の充実であります。2位が保健医療施設の充実であります。3位に交通対策の推進を希望しております。

高齢者の交通事故が多く、現在、高齢者の免許証の自主返却を政府のほうも奨励しておるわけでございます。本町全体でも、男性22.3%、女性27.4%がコミュニティバス、福祉バスの運行による交通対策の推進を願っております。現在、町内の生活バス路線は、5つの経路があります。運行されているが、利用客が少ない路線も多く、一方で周辺地域から町の中心に行くための生活バス路線、これはありません。高齢者の交通の利便性向上、町の活性化のために生活バス路線の見直し、デマンド制などの新たな公共交通サービスのあり方を検討する必要があると思うが、町長の考えを尋ねる。

最後の質問になりますが、空き家対策条例の制定であります。

柳井広域管内の5年ごとの国勢調査では、人口が約5,000人ずつ減少しております。この状況は、将来も続くと推定されているわけでありまして。1市4町の中で、減少率が1番少ない、これは田

布施町であります。中心街は別にしましても、周辺地域では過疎化も進んでおります。また、高齢化も進み空き家が増加しておるわけであります。

特に、倒壊の危険を伴うもの老朽化した空き家が放置されていることが、地域住民の生活環境に様々な面で悪影響を与えており、町として何らかの対策が必要と考えます。

また、本町ではこの空き家の実態を調査しておられるのかどうか。この問題点をどう捉えるのかお尋ねします。

以上、5問でございますが、御答弁をお願いします。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、石田議員さんの御質問に対してお答え申し上げます。

5点ほどいただきました。3点目の件につきましては、教育長の答弁が間に挟まりますので、そのあとまた4点目、5点目と答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、第1点目は第5次田布施町総合計画の進捗状況等についてのお尋ねであります。

第5次総合計画につきましては、現在、平成23年度から平成27年度までの期間とする前期の実施計画に沿って、各政策課題等に対応した事業を進めているところであります。

特に、計画のスタート時期に重なった東日本大震災の教訓として、防災対策関連については、最優先課題として事業実施を図っており、防災行政無線デジタル化事業、尾津漁港海岸保全事業等につきましては、今後とも確実に取り組んでまいりたいと考えております。

また、計画の変更や見直しの予定がありますが、かねてから住民の強い要望であった高速ブロードバンド網の整備については、基本計画の中に「情報通信網の整備」として盛り込んでおりましたが、平成23年10月からNTT西日本による高速インターネット接続サービスが順次開始されたことに伴い、現在、実施計画には計上しておりません。

その他、町保健センターの建設や踏切の拡幅改良等の大型事業につきましては、財源の確保や関係機関との調整が必要であります。高齢化の進展や交通安全の面から懸案事項であるため、私といたしましては、計画に沿って実施できるよう各方面へ働きかけを含め対応してまいりたいと考えております。

なお、事業の実施期間や各年度の事業費につきましては、補助金など財源の状況等により変更となる場合があるため、その点につきましては毎年度、見直しを行っております。

次に、「豊かで活力あるまち」の施策の1つである、町活性化についての御質問ですが、地方自治体の活性化への取り組みは、まさに生き残りをかけた自治体間競争であると認識しております。

この厳しい財政状況の中で、どのように自主財源を確保するのか。また、それぞれの課題に対して失敗を恐れず積極的に事業に取り組んで、まちの魅力を高めていくことが求められております。

このため、町の最上位計画の総合計画でまちづくりの指針を示しておりますが、それらの課題に対して住民ニーズを的確に捉え対応するため、政策の立案、調整を行う全庁横断的な組織として、本年7月に政策調整委員会を設置したところでございます。

この委員会のもとに、政策調整プロジェクトチームを10チーム設置し、地域交通対策、在宅福祉サービス、美しいまちづくりの活動、再生可能エネルギー・LED化、馬島活性化、定住化促進対策、公共施設適正配置・公有地有効活用、保健センターの機能充実、ホームページの改善、イントラシステムの更新、この10項目の政策課題等について、調査・研究を指示しております。

本年度のプロジェクトチームにつきましては、年度内に一定の方向性を出せるように取り組んでおります。

今後も、この政策調整プロジェクトチームにおいて、議員御指摘の地場産業の振興や第6次産業の推進など、さまざまな事業について調査・研究を行い、実施に向けて積極果敢に取り組んで行く所存であります。

2点目は、12月2日に実施した麻里府地域の天津波・地震を想定した避難訓練についてのお尋ね

です。

大変寒い中でありましたが、この避難訓練に7自治会、304名の方が参加されました。

当日は、消防団の秋季訓練も併せて行いましたので、4分団、東消防署が避難誘導に当たるとともに、水門、陸こうなどの実際に閉める訓練も行うことができました。

訓練の想定は、麻里府地域防災会や麻里府地域の13団体が集まれ、少しでも多くの方が参加できるようにいろいろ工夫されておりました。

町もはじめての訓練で、反省点も多くあったように担当者から報告を受けましたが、町職員24名が、消防署、消防団、警察、地域と連携した防災訓練を行えたことは、今後の防災対策を考える上で、大変な有意義なことと実感いたしました。

アンケートについてのお尋ねですが、アンケートは244名の方に回答をいただきました。

現在、分析を行っている最中ではありますが、訓練では「地域の高台となる避難箇所付近に近所で声をかけ合い、全員、安全に避難する」ことが1つの目標とされておりました。回答では約半数の方が、避難する際に声をかけたとされております。所期の目的は、達成されたと思います。

また、避難時間は、平均8分程度という集計がされております。

また、避難の際の問題点としては、「距離が遠いこと」や「急な坂や階段で避難がしにくかった」との回答が多く、情報の伝達については、「防災行政無線や広報車の声が聞こえにくかった」との回答が多くありましたので、今後の避難対策を考える上で、参考にさせていただきたいと考えております。

なお、こうした訓練が今後、麻郷、東田布施地域など、他の地域でも開催できますよう各防災会等に働きかけていきたいと考えております。

3点目は、麻里府小学校の統合計画についてであります。

麻里府小学校についてのお尋ねですが、懇談会の経緯などについては、後程、教育長から説明があると思いますが、麻里府小学校の今後について、町及び教育委員会としての考え方を話し、保護者の皆さんからの意見をお聞きするため開催されたもので、私と副町長も出席させていただきました。

私は、麻里府小学校の今後について、町長として子どもたちの安全を第1に考えたいことから、東日本大震災の教訓もあり、現位置での耐震化や校舎改築は考えていないこと。また、子どもたちが寂しい思いをしない教育環境を早く整えてあげたいことから、将来を考えた上で、麻郷小学校への統合が望ましいと考えていることを申し上げました。

懇談会で出された意見は、存続を希望されるものが多く、統合に向けては更なる検討・協議を進める必要があると感じました。しかしながら、現実問題として安全面などからは早急に方針をまとめるべきだと考えておりますので、今後、教育委員会と連携し対応してまいりたいと考えております。

続きは、教育長にお答えをいただいて、その後4点目、5点目と答弁をさせていただきます。

○議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼をいたします。それでは、今の問題につきましてお答えをさせていただきます。

最初に、本年11月27日の水曜日に開催いたしました「麻里府小学校保護者及び今後入学予定保護者との懇談会」において、保護者の理解が得られたのかどうか、その経緯と結果についてのお尋ねでございます。

麻里府小学校の存続・統合問題に関しましては、平成22年4月のPTA総会後の時間をいただき、麻里府小学校の耐震化工事の説明に加え、平成22年度からの完全複式3学級という現状について議論してほしい旨のお願いを申し上げ、その後、幾度かこの問題について地域や保護者と意見交換をしてまいりました。

そして、平成23年11月の保護者会のお借りしまして、麻里府小学校の存続・統合について意見交換を行った際、24年12月までに方針を取りまとめていただくようお願いを申し上げました。

これを受けて、本年10月にはPTA会長さんより、学校教育課長宛てに「麻里府小学校の存続を希望する」という御回答をいただきました。

御質問のこの懇談会は、この回答を受けて開催させていただくものでございます。出席者につきましては、麻里府小学校児童の保護者とこれから入学を予定されるお子様をお持ちの保護者27世帯に御案内を申し上げ、15名の保護者と地域の方2名の17名の御出席でした。町側からは、町長、副町長、教育長、学校教育課長、学校教育課長補佐が出席をいたしました。

説明会の内容につきましては、まず、学校教育課長がこれまでの経緯を申し上げました。次に、私が平成20年2月に「田布施町小学校適正配置検討委員会」の回答を受けて田布施町教育委員会が「小学校の適正配置についての基本的な考え方」として、示している「複式学級の回避」と「1学年2学級以上の適正規模の確保」への理解を求めるとともに、先の東日本大震災の教訓を生かすべく「児童の安心・安全」の確保に向けた施策について申し上げ、統合に向けての御理解をいただくよう申し上げました。

その後、意見交換を行いました。麻里府小学校の存続を希望する意見が多く、町長から「東日本大震災の教訓からも現在地での学校耐震化や改築は考えていない」との意見も述べられましたが、統合に向けた御理解をいただくことはできませんでした。

最終的には、再度、懇談会を持たせていただくようお願いをお願い申し上げ、会を終了いたしました。

次に、現時点での私の判断や考え方についてのお尋ねでございますが、私といたしましては、再度、学校の存続・統合に係る懇談会をさせていただきたいというふうに考えております。また、先ほど申し上げました「複式学級の回避」「1学年2学級以上の適正規模の確保」「児童の安心・安全の確保」に向けて、町当局と連携しながら、引き続き統合へ向けた御理解をいただくよう、申し上げていきたいと考えております。

以上でございます。

○町長（長信 正治君） それでは、引き続いて4点目、生活バス路線についてであります。

現在、田布施町内を運行する路線は、国道188号線の柳井、光間の防長交通の自主運行路線と、生活バス路線として、田布施町、柳井市、岩国市の2市1町で防長交通に運行を委託している、柳井～田布施駅間、柳井～城南原間、柳井～田尻間、この3路線がありますが、いずれも1日の運行回数は少なく利用者の減少が続いています。

生活バス路線への町負担金は、平成23年度決算で県補助を除き約220万円となっておりますが、特に、城南原路線は赤字幅が大きく、平均乗車密度も0.0となったことから、来年3月末をもって田布施駅～城南原間を廃止することで、防長交通、柳井市、地元自治会との最終調整を行っている状況であります。

御質問のように、第5次総合計画のアンケート調査でも、高齢者保健福祉面の調査項目の中で「高齢者等の移手段の確保」が2番目に多く要望されていますが、高齢者福祉タクシー事業との兼ね合いなど多く課題・問題点もありますので、現在、役場内に地域交通対策プロジェクトチームを設置し、来年3月末までに中間報告をまとめる予定にしていますので、今後、議会とも十分協議をしながら、高齢者等の移手段の確保対策を検討していきたいと考えております。

5点目は、空き家対策についてのお尋ねであります。

まず、空き家の現状でございますが、人口の減少、高齢化や都市部への人口流出などの要因により、空き家は全国的に増加する傾向にあります。本町も同様であります。

本町においても、現段階では、それほど空き家問題が表面化はしておりませんが、今後、問題が顕在化する可能性は十分あると認識しています。

次に、空き家の問題点としては、外観上から町並みなどの景観が損ねるもの、不審者の侵入・不法滞在者などによる防犯上のもの、老朽化に伴う倒壊、落下、飛散などによる防災上のものなどが挙げ

られます。原則は所有者個人の問題ではありますが、この問題を放置することは、安全性やまちづくりに支障をきたすことから、行政としても取り組んでいかなければならない課題であると認識しています。

空き家問題につきましては、いくつかの段階を経て対策を講じていくこととなりますが、まず、町内の空き家状況を把握することが重要であり、実態調査を実施することを検討したいと考えております。

次に、調査した建物について、景観を阻害するもの、防災・防犯上ふさわしくないもの、またこれらの恐れの高いものについては、所有者に対して指導などを行っていかなければなりません。しかしながら、改善の指導に従わない者への勧告や氏名公表、行政代執行、または所有者不明の建物の取り扱いなどについては、条例の制定が必要であります。

県内において、既に条例を制定した市があり、それらを参考にし、今後、本町においても条例化に向けて研究してまいりたいと考えております。

さらに、これと並行しまして、建物が有効利用できると判断した場合には、所有者の了解を得て「空き家バンク制度」への登録を促し、UJIターン者、あるいは誘致のために活用し、まちづくりの活性化に取り組んでまいりたいと考えています。

現在、この問題につきましては、「定住化促進対策プロジェクトチーム」の中で検討しておりますので、今後、議会に御協議したいと考えております。

以上であります。

○議長（谷村 善彦議員） 石田議員。

○議員（12番 石田 修一議員） 御答弁をいただきました。これからは、2回目の質問に入らせていただきます。

1番の第5次総合計画の推進状況の件でございますが、町の活性化、これについて町長の積極的なお考えをいただきました。あえて私が申し上げるならばですね、こういう組織の改革、地域の活性化、こうしたときによく専門家が使われるのが「反物で縦糸、横糸これが基本だ」という話をされるわけです。とにかく縦糸が大きくしっかりして、横糸で連携を取って模様をつくっていくんだと、だから「その連携ができなければいい反物はできない」というふうに言われている。だから、私もこういう組織とかいう改革になりますと、いつもこの縦糸、横糸を思い出すわけですが、それから考えてみますと、まず、この縦糸とは何かと、地域の活性化をする場合に縦糸とは何かと。御回答にもありましたけど、6次産業のこれ教育の推進です。といいますのは、やはり生産、林業、水産業、農業、国家がどういうふうになつとるか、やはり机の上でなくて実際に調査し、それをどういう形で推進していくか、推進するためには今度は次へつながる加工、加工部門がどういう格好になるかと、今、こうして私なりに調査しますと、加工部門で若い人でもとにかく町の活性化のために一生懸命やっていこうという、いろいろ研究しておられる方もいらっしゃいます。だから、生産から加工、加工部門の環境が田布施町にどういうふうを整つとるか、生産部門どういうふうに進んでいったらいいか。そして、今度、加工までできたら販路はどういうふうになつとるか、今、インターネットや何かを利用しての販路もありますけど、いろいろな形の販売方法があるわけです。だから、生産、加工、販売、個々のポイントをどういうふうにつくりあげているか、これが私は縦糸だろうと思うんです。

そして横糸、これは今どこが中心だろうか。もう今、田布施っていうのは政治が先に出て、そして今度、その後産業がついてくるような失礼な言い方もわかりませんが、そういうふうな歴史があるわけです。政治のパイプは大きい。だけど、そういうことであればどうするか、やはり行政がリーダーシップを取る以外ないかな。商工会がリーダーシップを取るべきかなと、いろいろ考えるわけですが、どちらが先でもいいわけで。行政のほうでリーダーシップを取っていただくのであれば、商工会と今以上の連携を取っていただく。ただ、書類だけでやり取りするのではなくて、実際に商工会と連携取る。そして、今度町が支援しております交流館もございまして。そしたら、交流館と行政とど

ういう連携が取れとるのか。商工会と交流館がどういふうな連携が取れているのか。取れてないとしたら、町の活性化のためには連携取るってのはいかにプラスになるかっていうことを、真剣に双方に話をして、そして町民も参加させて、そこまでの動きってものは、これはしていけば、それだけの結果は出てくるというふうに考えておるわけです。

だから、活性化について長信町政としての色が見えにくい、いう厳しい私お話しましたが、町長の意気込みってのはわかりますけど、そこまで具体的にやっていただいたら、町民も参加する形で、今の状況以上の活性化されたものができてくるんじゃないかというふうに考えております。

町長、この点について。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） いろいろと御提起いただきました。ありがとうございます。

私の考えは、住民、町民の皆さんと協働でという形を取らしていかなきゃいけないというふうに思っておりますし、町全体がやはり豊かになっていくには、そこに住まれる町民の皆さんと行政が協働で物事をやっていけるにはどうすべきかな、というのが1番頭にいつもあります。

議員さんがおっしゃいました色んな6次産業による関わり、これも全てそこに住まれる皆さんとの、行政とのお互いに協働した、協力し合ったスタートしないと一方方だけでもいけないし、一方方だけでもいけないということを今御指摘いただきました。

現段階では、まだそういう部分が多分にあると思います。町には、一部には農家レストラン経営されたり、色んな形であるいは生産するところを「二次加工何かないか」とか、言う方もおられます。そういう方との連携、これも今言われたとおりであります。しっかり連携取って、町を元気にしていく上の一つの手段として、連携をしっかり取る。町民と協働で物事をやっていくと、いう考えが私の頭にはいつもあるんですが、スムーズにそれがさっといくには、それなりのやはり過程を積んで行かなきゃいけない部分が多分にあります。早くいける分があれば、できるだけ早くをそういう対応をしていきたい。また、それに向けての過程の中で、やはり生産するものが安定に確定してないうちから、それをやるという状況ができるかどうかちゅう問題もあります。

今、農業部門においても、多くの基盤を含めた形で生産に向けての考え方が出ておりますから、その辺を踏まえて、これからはしっかりそういう方が新しい6次産業に向けて考えていただけることを行政としても、しっかり声をかけてお互いに協働でやっていけるような対応をしていきたいなという気持ちであります。まちづくりの基本だろうという認識を持っておりますので、これからも色々な意味でそういう御提案、御提言、御指摘をいただきたいなというふうに思っております。

○議長（谷村 善彦議員） 石田議員。

○議員（12番 石田 修一議員） 1番の件につきましては、もう1点質問して次に進みたいと思います。

最初に申しあげました財政の健全化の件でございますが、これは町長を始め執行部の努力で実質公債費率、町の借金も減少しておりますし、将来負担率も改善しております。これは、しっかり頑張っていたいておる。けど、しかし県下では、まだワーストでございますので、引き続きの努力が必要だというふうに思っております。

しかし、この財政健全化で、まだ1つ大きな課題が残っておるというふうに考えております。改革については、これはちょっと時間がかかるかもわかりませんが、水道事業も改革であります。町長は、この水道事業の改革について、どのように取り組むお考えか、今、決意なりお述べいただきたいと。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 財政ということで、直接、単独的な水道についての質問を出されたんですが、先般、水道議会等でもいろいろと御説明申し上げて、議員さんにおかれましては、色々な御提言をいただきましたことを、しっかり自分は受け止めております。

水道ということになりますと、本町と平生町の関係の議会、もう一つは広域な面がありまして、そ

それを両方上手く整合性を保ちながら、そして町民も安心して、命の水ができること、それもその単価的な面も含めて非常にこの地域が高いということは、県下でも言われておりますし、事実そうであります。

これから、しっかりそれに向けて努力してまいりますので、緊急との質問でありますので、私の気持ちは何とか改革をして水道単価を下げたいし、そして水をしっかり町に、あるいは関係に使っていただきたいという気持ちを進めるには、もっともっと改革していかなきゃいけない部分が多分にあるという気持ちを持っておりますので、この辺りの答弁にさせていただきます。

質問がさっと出れば、しっかりその辺を整理してお答えする予定でございますが、財政に関わることで関連しておりますが、1番町の財政に影響を及ぼしているということだけは、議員の皆さんも御理解をいただいて御協力をいただく、いうふうに思っております。

○議長（谷村 善彦議員） 石田議員。

○議員（12番 石田 修一議員） 今の件は、これは第5次総合計画の中でも財政健全化やってはおりますが、どうしてもこの水道事業の改革は避けて通れない問題で、これもう即答なり、何なりという、それ難しいかもわかりませんが、この件については正念を入れて取り組んでいかないといけない問題だというふうに思いますので、あえて質問させていただきました。よろしくをお願いします。

それでは次、防災対策についてでございますが、これは本当実際に訓練をしていただきまして、ありがとうございました。

で、その中で、今回は地震発生による津波に限定した避難訓練を行ったわけではありますが、これ限定するという形は自然の中で、ないわけで、どうしても台風、大豪雨、土砂災害、こういうのも同時という場合があるわけで、総合的な防災対策っていうことについても、今後、推進をしていただきたい。といいますのも、麻里府地区に限っていえば、他の地区でもあると思うんですが、台風がきて、そしてそうしますと豪雨があるでしょうし、土砂災害があるでしょうし、そうしたときに今、避難場所っていうのが公民館、海岸、そうなりますと今度は高潮の問題があるでしょう。そしたら今度は、次にどこに逃げるかっていいますと、避難場所っていうのが土砂災害のマップの中にあるというふうな状況がありますので、だからそうしますと、避難をどこにするっていても、地元住民は迷うわけです。だから、今回実際に訓練していただいて、町民のほうも一生懸命自分たちでも、行政だけに頼るんじゃなくて、考えて、いい方法を考えていこうという意見も出ておりますので、こういうふうな機会に総合的な見直しなり、何なりしていただいたらというふうに思うわけです。

それとまた、こういう訓練については1回だけじゃなくて、もう定期的に短い時間に、半年に1回とかそういうことはできないと思うんですけど、できたら定期的な訓練をお願いしたいと、そういうふうに思っております。この点について。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 2日の当日、5カ所避難場所を設けまして、私全て5カ所歩かさせていただきました。そして避難された方、訓練ですからお話をしながら、みなしっかり話をされながら避難場所に集まられていましたし、訓練ですから笑顔だったんですよ。話や笑いながら避難できるちゅうことはまずないですから、避難訓練ということでよくわかりますが、真剣にやっていただいてありがとうございますというお礼を申し上げます。

ただ、日曜日のあの時間です。最後に避難訓練終了間際には、少し雨が降りまして、皆さんに避難された方に変御迷惑をかけたこともあるんですが、これはそれも一つの訓練として考えてください。ね、という話はさせていただきました。

災害というのは、いついかなるときどういう状況で起こるかわからないので、今御指摘されましたようにやはり年に1度、あるいは想定は別にして、台風の想定等も含めいろいろな想定をしながら、やっぱり避難訓練というのは地域の防災会としっかり連絡してやっていかなきゃいけないなと思っております。

アンケート調査がまだ正式に整理されておりませんので、その辺を踏まえて夜間だったらどうするんだとか、あるいはその土日、学校がたまたま休みのときとか、あるいは学校のときはどうするんだとか、色んな状況があります。そして、高潮について、あるいはその津波については、その地域と避難する場所との国道を挟んだ状況等をどうするんだとか、これから勉強しなきゃいけない部分がありますので、また地域の皆さんと防災会の皆さんとも相談しながら、また議員さんとも相談しながら、その辺は対応しておきたいなというふうに思います。

麻里府地域に限定しておりましたので、他の議員さん等には別に案内もなければ何もなかったし、やってるんですが、また今度他の地域でやれば、一緒になって他の議員さんも御参加いただいて現地を見ていただいたらいいかなという感想を持ちました。これからも、しっかりそういった面は案内をしていきたいと思っております。

○議長（谷村 善彦議員） 石田議員。

○議員（12番 石田 修一議員） ありがとうございます。それでは第3問目、麻里府小学校統合計画についてであります。

先ほど、教育長が答弁されましたが、麻里府小学校全校生徒24名ですね。で、今、生徒24名ですけど、来年度入学する児童、保護者、全部入れても17軒じゃないですか。

○議長（谷村 善彦議員） 学校教育課長。

○学校教育課長（田中 章君） 先ほど教育長も申しましたように、案内全27軒出しております。学校の保護者が今申しました17世帯、その後の0歳から6歳ちゅうか、それを全部ピックアップして10世帯を、合計27世帯ということで案内しております。

○議長（谷村 善彦議員） 石田議員。

○議員（12番 石田 修一議員） 私が、この軒数を言いましたのも、来年入られる児童を入れて17軒、ずっと先までの子どもを入れますと27軒ということでしょう。27件にしましても、何が言いたいかといいますと、これ説明会というものをこういうふうな統合っていうことになると、統合される側、保護者、家庭で1家庭で考えますと、これ本当各家庭バラバラでありまして、統合をされるっていうことについての不安というものは、我々がここで考えている以上に深刻でもあるし、どういふふうな状況になるのだろうか、保護者というものはすごい不安を持つと思うんです。

そうしたときに、この説明会というものをひとからみじゃないですけど説明会っていうものを、団体を集めて、何日集まってください、こうこうですよと、麻郷小学校に耐震化の問題もあるし、高潮の問題もあるから、それから生徒数が少ないから統合するんですよ、いうふうな、言ってみれば乱暴なやり方のように思うわけです。これ、ずっと前からこの統合の話は出とったんですが、この保護者の家庭というものを、1軒1軒訪問っていうことをされたことあるでしょうか。

○議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 1軒1軒保護者のお宅を訪問して、説明したということはありません。ですが、懇談会ということで御質問が、質問状みたいなこともあります。質問に対してはお答えをしております。まずは、ただ先ほど申しましたようなどこからスタートしないと、なかなか難しいところがありますので、申し上げましたように今後ともそういった面で御協議をさせていただきたいというふうに申し上げております。

○議長（谷村 善彦議員） 石田議員。

○議員（12番 石田 修一議員） 今、教育長が言われた、これが説明会が最初のスタートという形で、今後やはり問題点というものを、各家庭なり、何なりいろいろ違うと思うんです。だから、そこまで突っ込んでいただいて、保護者の立場になってこういう統合のことについて、お願いできたらというふうに思うわけです。やはり、各家庭ごとに、この合併問題というものは、喜ぶ人もおるでしょうし、良かったと言う人も、家庭もあるでしょうし、これはもう困ると言う家庭もあると思うんですが、その内容っていうものが違ってくると思うんです。

で、これ地域では私もお叱りを受けるかも知りませんが、やはりこの合併のことについては時代の流れってということで、最終的な合併になってもやむを得ないかな、という形はありますけど、その中でやはり保護者が納得できるような、理解できるようなところまで足を運んで説明していただきたいし、前回一般質問で教育長しましたけど、現場の実際に携わってこられた教育長、複式学級についてのデメリットってものを、ことをしっかり説明していただきました。

また、デメリットもあれば、メリットもあるんじゃないかと思うんですが、そういう中で、やはり保護者1軒1軒に対して、問題点があればしっかり説明をしていただいて納得のいくような統合なり、そういう方向に持って行っていただきたいというふうに思います。ま、一言。

○議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 今、石田さんが言われたように、本当、地域づくりの観点からお考えの方もいらっしゃるし、それから自分が出た出身学校であるということからの立場でまた思い入れとかありますし、また我が校の教育のためにいろいろな立場でお考えもありますので、なかなか難しいところがございまして、教育委員会といたしましては、子どもたちに教育ということ、いわゆる学習圏のより有効な提供ということを考えて、取り組んでいきたいし、また保護者の方たちに御理解をいただきたいと、いうふうに考えておりますが、難しい問題であろうかと思っておりますがしっかりと誠意を持ってやらせていただきたいというふうに考えております。

○議長（谷村 善彦議員） 石田議員。

○議員（12番 石田 修一議員） 町長のほうに、これはもう時間がありませんから、私のお願いだけを述べておきます。麻里府小学校、これは麻里府地区の地域活性化のコミュニティの有用な場所であるわけです。町長も常に運動会なり、どんど焼き、色んな面で参加、盆踊りしても、参加していただいておりますので、御理解いただけると思うんですが、統合とかそういう形が万が一決まるということになれば、やはり今地域のコミュニティの重要な場所でもありますので、跡地とかそういうことの活用ということも、それは行政のほうとしてしっかり考えていただかないといけないし、だからそれと併せたような形で推進なり、何なりはお願いしたいと、これはしっかりお願いしときます。

次に、4問目でございますが、生活バス路線の推進でございます。

これは、今、この188号線、御存知のように麻里府から八海まであるわけですが、これはこの町民というものは柳井、平生、光へ行く生活バス路線はありまして、田布施の中心街に来る、役場に来る、それから田布施の病院、ここの中心街で買い物をする、こういう生活バス路線はないわけです。

だから、前にも御質問しましたが、お願いしましたが、巡回バスというものができないだろうか。また、高齢化もどんどんどんどん進んでまいりますので、ただ先ほど、町長、生活バス路線には200万円と言われましたけど、高齢者のタクシーこういうふうなのから併せますと1,084万円の年間歳出とするわけです。だから、総合的な形を考えて、やはりこういうふうな生活バス路線というものをどういうふうにしたらいいか、もう1度御検討をこれはお願いしたいというふうに思っております。あと何分ですか。

○議長（谷村 善彦議員） あと3分です。

3分。最後に、そのバス路線と併せまして、今日、この岩国錦帯橋空港開港でございますね。これでバス路線ってことになると、どうしても道路の整備ということになるわけですが、この岩国錦帯橋空港、これは県も国もこれを成功させようってということで強気に推進しとります。そしたら、これを成功させるってことになると、交通の利便性、交通の利便性ということになると、道路の整備ということになるわけで、田布施町には国道188号線が走っております。まだまだ、戎ヶ下から八海までの間、危険箇所が何箇所かあります。そして、田布施町の主要道路5本の県道が走っておるわけでありまして。県道にも危険箇所が何箇所かあります。

だから、こういう岩国錦帯橋空港これは東部の発展のためにも、ぜひ成功するようにもっていき

いと、それと併せた格好で道路の国道、県道の整備も併せて陳情もしていったらいいんじゃないかというふうに思っております。この点、町長一言。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） バス路線に絡んで、全体的なことについての御質問をいただきましたが、御承知の通り、岩国の錦帯については、田布施からご承知だと思いますが、バスが岩国錦帯橋空港には出るようになりましたし、そういった意味では田布施も空港の利用が非常にありがたいなというように思っております。この後、質問が出ておりますので、その後お答え申し上げることになりますが、国等については、また議員さんと御協議いただきながら、一緒に188号のバイパスという形で協議をしていかなきゃいけないということでもあります。光から岩国までの188号の特にバイパスについてはいろいろと今、話が出ておりますので、今後、議員さんを含めて御協議をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（谷村 善彦議員） 石田議員。

○議員（12番 石田 修一議員） 1分ありますか。最後の空き家対策条例でございますが、これはぜひ制定してもらいたいと思います。

もう既に、萩、防府、これは空き家対策条例は制定しておりますし、下関も来年度制定です。

で、実は今回、この6月だったですか、麻里府の地区でもう倒壊寸前のもう建屋をなしてないところがありまして、これ隣の家に倒れそうな、路地に倒れそうな、人身事故も起きるような家の形をなんとかなしとるけど、もう倒壊寸前の危険な建物があります。そのときに、町民課、それから建設課、これも本当一生懸命動いてもらいました。だから、長年そういうふうに放置しとるから、本人がどこにいるかわからない。親戚がどこについているかわからない。で、最終的にはこれは町も動けない、勝手にやったら裁判に負ける。そしたら、今度、自治会でやろうかということにしたときに、自治会もちょっと困る。5、6人で私も一緒ですけど、5、6人でもう何です。個人でそれを解いてしまったんですけど、だけどそういうことになれば、ここに美しいまちづくりの推進条例、これ20条にもそれに近いことが書いてありますので、もうこれは早急に条例をつくっていただいて、そういうふうな危険な建物はすぐ取り除けるような対策を取っていただく、この点、お願いしておきます。

終わります。よろしくお願ひします。

○議長（谷村 善彦議員） 以上で、石田修一議員の一般質問を終わります。

○議長（谷村 善彦議員） 次に、河内賀寿議員。

○議員（10番 河内 賀寿議員） おはようございます。

それでは、一般質問をいたします。

質問事項、岩国錦帯橋空港と本町はどのように関わるのか、ということ、答弁者は町長で願ひします。

今日、12月13日、岩国錦帯橋空港が開港しました。地理的に近い本町も多大のメリットがあると思います。岩国7時30分発で東京の羽田へ9時着という利便性は、観光そのほかに経済効果大だと思います。本町は空港と具体的にどう関わるか問います。例えば、空港施設内に、町特産品を置くなど、町のPRは考えているのでしょうか、お尋ねします。

また、積極策としてオープン記念品として、町特産品のお菓子など飛行機の乗降客へ限定数配るなどはないのか。初めはテレビや新聞も来ているので、田布施町の名前が入った包装紙も映るし、記事にもなるし、宣伝効果もあるのではと思います。こういったこともないのでしょうか、お尋ねします。

また今、石田議員さんも指摘されたように道路の整備、その他のお話もまたされると思いますので、そういう点もまたお尋ねいたします。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、河内議員さんの質問にお答えを申し上げます。

本日、12月13日が、県東部地域の長年の悲願でありました岩国錦帯橋空港が開港になりました。岩国錦帯橋空港は、米軍岩国基地の滑走路を利用する民間空港で、昭和27年から昭和39年まで、13年間民間空港として利用されていた実績があります。再開に向けて、県や東部地域の市町、経済団体などが一体となって、国に積極的な要望活動を行ってきた結果、48年ぶりに開港の日を迎えることとなったものであります。

これらは、岩国と羽田空港を約90分で行き来できるようになります。

運航は、岩国発7時30分の始発便から18時発の最終便まで4便でございます。羽田発は9時15分の始発便から19時40分の最終便までの4便です。と、1日4往復となっています。岩国からの日帰り、最長約11時間の首都圏での滞在が可能となります。

このため、東部地域に当たる企業のビジネス利用や、首都圏からの観光が便利になりますので、東部地域の産業力・観光力を強化するための大きな起爆剤となると期待されています。

また、本町から空港までは、大体自家用車で約1時間、JR田布施駅から岩国を経由してバス利用なら1時間約20分、田布施地域交流館前から空港直行バスなら約1時間20分で行けることから距離的にも身近な空港と喜んでおります。

そうした中、今月9日に、開港に先立ち、開港記念式典や記念イベント等が行われ、議長と経済建設委員長と私が出席しました。

また、開港日である今日は6時50分から岩国から羽田への初便就航セレモニーが、11時から岩国着初便歓迎式が行われます。このため、本町からも応援として職員を派遣しております。

一方、県では、首都圏からの観光客誘致を図るため、平成25年5月まで「岩国錦帯橋空港開港！やまぐち往還観光キャンペーン」を実施しています。このキャンペーンは、山口県が全国に先駆けて、観光部門を民営化し、架空会社の「株式会社おいでませ山口県」を設立したという設定で、その初代社長に就任した岩国市出身である弘兼憲史氏の任期漫画の主人公「島耕作」が山口活性化プロジェクトの第1弾として実施するものです。

本町といたしましても、今後、岩国錦帯橋空港を活用し、交流人口の拡大や優良企業の誘致に取り組むとともに、町観光協会の組織強化に併せ、県や東部地域の観光キャンペーンを通じて、首都圏からの観光客誘致の拡大を図ることにより、本町の活性化につなげたいと考えています。

なお、特産品については、今のところ県等からお話はありますが、今後の検討課題と思っております。

以上です。

○議長（谷村 善彦議員） 河内議員。

○議員（10番 河内 賀寿議員） 今、県と一丸となって空港を盛り上げていこうというような、周りも地域も盛り上がるというように、そういう趣旨で、頑張られて、今日も職員さんが派遣されているというお話でしたので、皆さんで努力というのはよくわかるんですけど。

質問で具体案というのを聞くので大事なので、聞いた点において、イチジクワインのコーナーを置くなり、そういう感じのところはどうもまだないというような話のような感じでしたので、ぜひ検討していただきたいなと思います。

そして、もう1点ですけど、やはりオープン記念品で我が町のお菓子なり、何なりの詰め合わせを乗降客に配るといふ点なんかは、非常にテレビとかあるときに非常に効果があると思うんですけど、また別に我が町だけでなく、別に周辺の柳井と平生のお菓子なり何なりの詰め合わせセットにするとかいうふうな3町なり、4町なりで、何か大きい袋なり、限定でオープン記念の乗客に渡すというような企画何かもいいんじゃないなとかと思います。

あとできたら、短いフライト時間の中で飛行機中の機内サービスで田布施のおまんじゅうなり、何なりをそういうのを出してもらったら、おいしいなということになって取り寄せとかされたりとか、また、常備そういうのをするようになって飛行機の中で、田布施の商品が機内食になってますという

のもいい状況じゃないかと、そういうふう発展するようなことも踏まえて、オープン記念品で配るようなのに、補助の人的努力をされるのはどうですかということなんですけど、いかがでしょう。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） この岩国錦帯橋空港のあのターミナル自体が、株式会社で経営されております。そして、飛行の運行は全日空のほうにされるということでありまして、機内に対しての問題はちょっと全日空との協議になろうかと思えます。それと、錦帯空港のターミナル自体は株式会社ちゅうことなりますと、その会社組織がちゃんとできておりますので、そこでの協議になってまいろうというふうに思います。

あの近辺では、株式に参入している自治体は柳井市さんと岩国さん、それと大島町さんと平生町さんと、上関町さんが、錦帯橋空港株式会社のほうへ投資をされています。そして、それぞれの自治体からお金を出されて、その株主になっておられるという。その株主のほうの関係については、多少あそこに宣伝関係がターミナルにできるのかもしれませんが。

私どもの田布施町と、これから西に行きました光、下松、周南、これは利用促進という形で空港利用促進協議会のほうに一員として参画し、利用促進に協力していきますよという形で、錦帯橋空港株式会社と協議をしながらやっておると、ですから今後、田布施も、光も、下松も、周南も錦帯橋空港をしっかりと活用するには、やはりそういった意味から利用促進でみんなと一緒に協力するから我々のほうもしっかりPRさせてくださいということで、これはやっていきます。これは、私どもの責任として、観光を含め利用するという形で、しっかりやっていきたいという気持ちであります。

○議長（谷村 善彦議員） 河内議員。

○議員（10番 河内 賀寿議員） 色んなアイデアで観光促進の色んな方法があると思いますので、いろいろ御検討願いたいと、あと先ほど石田議員さんの指摘があった点ですけど、交通の手段その他に関しての道路の整備に関して、十分かどうかと等、もう少し詳しくよかったです。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 交通の関係は、特に188号線の岩国の辺りが非常に混むということで、空港関係者も交通対策という形で、利便性をしっかり高めていかなきゃいけないということで、一生懸命今取り組んでおられます。完全ではありません、まだ。先般、御一緒した議長あるいは清神議員さんと一緒に行ったんですが、まだ道に迷うような状況でありまして、看板があるのはあるんですが、見逃してしまうとちょっと空港に入る道をちょっと迷ったというのは、私自身が運転して行ってわかったんですが、もう少ししっかりとした交通の道路を含め、看板を含めて、これからはもっとそうして欲しいという要望はできると思います。

特に、この東部地域においての本当の空港として活用するには、いかに空港にスムーズに利用できるかということが大事になると。そうしますと、道路も特に改良というか、道路自体を良くしていくのも大事だろうと、それと、JRさんが少し競争相手という形になるのかもしれませんが、JRさんにも我々は地域のJRとして、空港とのうまい連携を取ってほしいという気もするわけです。特に、ここは田布施の場合は、田布施、柳井については、直接岩国に走っている3路線あるわけですから、その活用を利用すれば駅からの空港までのバスは、ほとんど時間に合わせて運行しているというふうに聞いております。そういった面がもっとスムーズにいけば、道路も交通の関係も含めてJRも一体となって空港を利用し、この東部地域を活性化していくためには必要だろうと認識を持っておりますので、色んな面を含めて、働きかけていきたいという気持ちであります。

○議長（谷村 善彦議員） 河内議員。

○議員（10番 河内 賀寿議員） 交通の面に関してはこれからいろいろ努力されるとまた観光、今日、初日でございますので、これからどう盛り上がっていくかどうか、皆もこれから利用するにしても、私も東京に行くにしてもあんだだけ広島空港だとちょっと遠いんですけど、岩国からなら何か近いから利用してみようかなと思うような距離の身近なところにできたというのが率直な感じでございます。

すので、この空港でこの周辺が盛り上がれたらいいなと思う次第でございます。
で、道路整備なり、観光なり、今後とも皆さんの努力を期待しております。
これで終わります。

- 議長（谷村 善彦議員） 以上で、河内賀寿議員の一般質問を終わります。
暫時休憩をしたいと思います。35分再開をしたいと思います。

午前10時21分休憩

午前10時35分再開

- 議長（谷村 善彦議員） それでは、休憩をとき本会議を再開いたします。一般質問を続けます。次に、國永美恵子議員。

- 議員（6番 國永美恵子議員） 通告をいたしましたとおり、3件の質問いたします。

初めに、上関原発建設について町長にお尋ねいたします。

私ども、議員任期4年の最後の定例会であり一般質問でもあります。私は、亀井町長の時代から安全性の確立していない上関原発建設については反対の立場から質問をしまして、平成7年6月議会が私にとりまして、初めての定例会一般質問でございました。議員としてスタートした6月議会で原発、在宅介護、いじめ、農業政策について4件の質問をいたしております。その初めての質問から、数えまして原発に関連する質問が今度で17回目となります。長信町長へも、これまで上関や伊方に関してお尋ねをいたしております。納得できる御答弁がいただけますことを、できるなら1回目の御答弁でいただきますことを願っております。

では、本題に入ります。

光市の市川市長は、市長選の出馬表明会見で上関原発建設に関して、電源立地地域対策交付金を受け取らないと発言をされ、9月議会の一般質問に対しても「交付金を受け取るつもりはない」と答弁をされております。中国電力は、上関原発建設に対して前向きな姿勢を崩してはおりません。このような状況の中で、町長の電源立地地域対策交付金に対する見解をお尋ねします。

- 議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

- 町長（長信 正治君） それでは、國永議員さんの1問目の御質問にお答え申し上げます。

中国電力が計画している上関原発につきまして、御承知のとおり、昨年福島原発事故を受け、国のエネルギー政策が見直され、着工が不透明となっております。周辺2市3町に交付される電源立地地域対策交付金を受け取るかとの質問であります。着工の見通しが全くついてない状況の中でもありますので、答弁については差し控えさせていただきます。ただ、県のほうからは、そのことについて、一切、話ありませんし、内容もございません。今後、どういう状況になるのかも県からは連絡ありませんし、国からも連絡はございません。

以上であります。

- 議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

- 議員（6番 國永美恵子議員） 県から何も聞いていないという御答弁は、昨年の6月議会でしたか、そういうことをいただいていると思います。上関原発建設、町長自身はあると思われませんか。ないと思われませんか。

中国電力が前向きでございますし、政権が変われば、原発建設があるのかということもお考えなのか。全くわからないというのは、本当にどうなんだろうかと思うんですよ。あると思われるのか、ないと思われるのか。

以前、町長は「もらえるものはない」というような発言をされたということを新聞に載っております。ただ、上関原発建設はないという思いがあれば、交付金に関してもはっきりいらないと言えるのではないかと思います。ただ、あるという可能性が残っているとすると、なかなか御返事ができない状況、ある、ない、その町長が、例えば原発建設の前向きというような情報をもっていらっ

しゃるなら、まだあるかというふうにお考えかと思いますが、町長自身はあると思われるのか。ないと思われるのか。どちらなのでしょう。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 私自身は、正直なところ、原発の上関がどうかっていうことは全くわかりません。つくるのか、やめるのか、全然、正直なところわかりません。私自身もわからないので、何もお答えできない。

○議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） わかりました。前回「やめると言われたらどうですか」とお尋ねしたことがありましたよね。そのときに、町長は、こういう答弁をしてらっしゃるんですよ。「2市3町、こういう地域的なものがあるので……」ということですよ。私の受け止め方はこうだったんですよ。2市3町の首長でつないだ手は、自分一人が辞退すると言って放せないだろうと、こういうことだったと思うんですよ。違えば違うとおっしゃっていただいてもいいんですけども。そういう中で、「自分だけやめると言えないよ。そういうことを言うと大問題になり、大変なことになる」と、このように御答弁されてるんですよ。そうしますと、光市長が受け取るつもりがないとおっしゃったんですから、町長がおっしゃったように、大問題になっているのかどうか。その首長の間では、喧嘩諍論、取っ組み合いの喧嘩でも始まるような大きな問題になって報道されているのか。こういう報道、私が気が付かないだけなのか。町長は、このことを知ってらっしゃるんでしたら、大問題になっているという、そのことをお答えいただけますか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 大問題という表現だったかどうかわかりませんが、私の答え方によってはマスコミさんが非常に喜ばれるでしょうというような表現をしたかと思います。そのときに。ちょっと、議事録に目を通さないといけないとわかりません。

光の市長さんは、それから随分たつての話でありまして、光市の市長さんのお考えがどうかわかりませんが、私自身としては当時の状況で判断したのを話したのでありまして、当時は、それぞれの関連自治体が話し合ったわけではありませんので、そういう表現しかできなかつたと思います。この問題について、それぞれの自治体の首長さんと私が話し合ったことはございませんし、大問題という表現がええのか、悪いのか知りませんが、多分、お答えした中には、もし國永議員さんの質問に対して、私が「お答えしてこうこうだと言ったら記者さんが喜ばれるでしょうね」という答弁をした記憶がございます。

○議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） 「おかしなことを言ったら大変な問題になります」とおっしゃったんですね。大問題というのは、私がお感じから申し上げたんですけど、その大変な問題に今なっております。時期が過ぎたからそういうことがでないだとおっしゃるのでしょうか。

もし、御一方が辞退するよとおっしゃったんだしたら、長信町長も辞退するよとおっしゃっても、大変な問題にはならないと思いますが、いかがですか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 別にその問題について、それぞれ話したこともございません。新聞紙上で私が拝見した。市川市長の件は拝見した経緯であります。ですから、大変な問題という表現の仕方が、当時のときと今の違いがありますが、新聞等には書かれていたとお見受けしました。だからと言って、町長も右に倣えというわけでもないですが、お答えしなさいというが、今の最初に申し上げた答弁のとおり、現状はしっかりつかめないし、わからない状態にありますから、この問題については御答弁を控えさせていただきますということにさせていただきます。

○議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） お一人が辞退するといわれても問題にもならなかつたということで

すね。建つか、建たないか、以前の問題なんです。光市長は、「子供たちの未来と、地球のために原発に頼らないまちづくりを行います」という私の意思とメッセージをリーフレットの中に明記をされておる。こういうことでございまして、その観点から受け取るつもりはないとおっしゃった。原発が建つか建たないか。それを待たなくても町長が受け取らない。子供たちのためにも、未来のために受け取らないとおっしゃることは、原発に反対だという意味表示だろうと思うんですね。上関原発建設を反対という意味表示に、ここにつながると思うんです。わからないから答えられないというようなのは、結果的には原発が建つのを待っておられて、そのときにはもらうよ。もらえるものはありがたいんだからということだろうと思うんですよ。ということは、町長は推進ということですね。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 国策という立場がありましたから、私どもはそれに従ってやっていくということでありまして。私自身は、エネルギーについては、自分なりの意思を持っています。ですから、推進とか反対とかいう状況で、今までお答えしたことは私はございません。ただ、国の国策としてやられていることに対しては、国の中の一自治体としてやはり同調する部分があるのであればやらなきゃいけないということがあるかもしれませんが、私自身はこの問題について、推進だとか、反対だとかということとは申し上げておりません。

○議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） 2市3町の中でも、受け取らないという公約を出された首長さんがいらっしゃるわけですから、私もぜひ町長にはっきりお答えをして、町長のそういうわからないとか、答えられないとかいうんじゃないかと、私は受け取らないという方向で町長はおっしゃってくださるとありがたいと思うんです。

申し上げたいのは、交付金にかかわらず、原発は安全性が確立していない。このような状況の中で、原発の交付金と町民の安心・安全と引きかえないでくださいということが申し上げたいんです。どうでしょうか。町長。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 国全体が今、御承知のように、総選挙の中で、この問題も随分、国会の議員さんたちが答弁をされ、あるいは（ ）されております。ただ、その状況の中で、まだ国自体が方向性をしっかりと出していない。ただ、それぞれの党としてのいろんな方向性は出されていると思いますから、結果としてそれが固まった状況とかありません。私自身もその辺はしっかり関心を持って、それぞれの提案を聞きながら、本当に将来の日本の原発に対する考えはどこが一番正しいのか、という考えがあるかと思えます。一つ私が思うのは、日本の問題以外に、世界的にこの問題はみていかなきゃいけないというのは、私は自分で自分の考えとしてあります。日本だけがというんじゃないし、世界的に考えていかなきゃいけない。大事なエネルギー、原子力発電に対しては、あるいは核兵器についても一緒だろうと思えます。そういうものは世界的に考えていけないだろうという認識をもっておりますので、この田布施町議会で、国永さんが、私になんかいい答弁がでないかなというお答えを求められているか知りませんが、今の段階で私はその原子力発電所はいいとか、悪いとかいうのは、もうちょっと大きな見地で考えていくべき問題だというふうに、私個人はそういう気持ちでおります。

○議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） 何遍お尋ねしても、町長はやめるとおっしゃらないだろうというふうに今、思いました。ですけれども、やはり、町民の安全、それは世界的なことも国のことも、国策を考えておっしゃるのかもしれませんが、まずは田布施町民の安全という立場に立っていただきたいなと思えます。

2問目に移ります。町長にでございまして。

介護保険に係る入所施設についてでございまして。

12月7日の朝、NHKテレビでお泊りデイサービスが行われていると、このようなことを知りました。デイサービスを利用し、そのまま泊ってしまう高齢者が急増しているというのです。お泊りは、入所施設だけでできるという認識でおりましたので驚いております。お泊りデイサービスは、介護保険は使えないが必要になったとき、すぐに宿泊できるといいます。介護保険の対象外であり、リスクも指摘されています。これも、入所施設の不足によるものです。

介護保険制度は、介護を社会全体で支えることを目的に平成12年4月1日にスタートしたものです。保険料や利用料を払い、本来は希望する介護サービスを受けることができるはずでした。しかし、介護保険料の値上げ、特別養護老人ホームなど施設への入所待機者があることなど、さまざまな問題があるのも事実であります。

本町も第5次総合計画の中で、地域福祉の推進では、住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちづくりを、また高齢者福祉の推進においては、介護施設の入所について多くの待機者があり、増床などの検討の必要性が言われております。どちらも住みよさ、山口県一のまちづくりを進める町長の施策の一つであります。どうしても自宅での生活ができなくなった場合、いつでも入所可能な施設が地域にあることはとても大切であり、望まれるところでございます。したがって、総合計画にあります入所施設の増床は、早期実現を求めるものであります。しかしながら、せっかく入所した施設の中で事故が生じておりますのも現実であります。

山口県の特養などの主要施設における事故報告件数は、県のまとめによりますと、平成23年度は431件あり、前年度に比べ95件増加しております。事故のうち、一番の多いのが骨折で、これが9割を占めます。転倒の仕方によっては、脳挫傷などの大きな事故につながることがあります。死亡事故報告13件のうち、死亡原因は誤嚥窒息が6件と約半数となっております。私ども田布施町内にあります入所施設における事故の状況はどうなっておりますか。お尋ねをいたします。平成23年度と、24年度になって、現在までの状況をお尋ねします。安心して入所できる施設が望めます。町内にあります施設は公設とか、民設とか問わずに安心できる施設であり、事故もあってはならないと考えます。町長のお考えはいかがでしょう。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 2点目の介護保険にかかわる入所施設についての件、事故状況等のお尋ねであります。

まず、町内に入所できる介護保険施設は4施設あります。特別養護老人ホームが1カ所、老人保健施設が1カ所、また認知症対応型共同生活介護のグループホームの2カ所であります。

入所施設で事故が発生した場合には、介護保険法に基づく厚生労働省、省令の「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」の第35条第2項、または、「指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準」の第3条の38号第1項により、施設または事業者が田布施町に事故報告を提出することを義務づけてあります。

平成23年度に報告を受けた町内の入所施設における事故の状況につきましては、転倒による骨折が5件であります。また、平成24年度につきましては、11月30日現在、5件の報告を受けており、内訳は、転倒による骨折が3件で、2件は体調不良と食べ物が喉に詰まったことによる死亡報告であります。

次に、町内の介護施設の安全管理についてのお尋ねですが、介護施設は、介護が必要な虚弱な高齢者が入所されており、健常者にはあまり問題のないようなことでも、大きな事故や死亡に至る恐れがあります。そのため、介護の従事者は基本的な知識を習得するとともに、緊急時の対応を身につけておく必要があると思います。

また、入所者の心身の状態等を把握すると共に、職場全体で情報の共有や提供を行っていくことが必要であると思われまます。なお、介護施設にかかわらず、一般施設においても議員が言われるように、事故が起こらない安心できる施設が望まれるもので、施設管理者や施設の危険箇所の把握は転倒予防

等の安全な対応に心がける必要があると考えております。

以上です。

○議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） 23年度は骨折が5件とおっしゃたんですか。ちょっと、私聞き間違えたかなと思っておりますので、また後程、骨折が5件とおっしゃったように、受け止めたんですが、違ったら教えてください。

それから、24年度も5件かと思ったんですが、これは3件と、2件。死亡事故が2件ということではなかったのでしょうか。死亡事故というのは、大変な問題だと思うんですけど、今この5件のうち2件、この死亡事故というのはどの施設で起きたのでしょうか。

○議長（谷村 善彦議員） 猪股課長。

○健康保険課長（猪股 勝美君） 24年に事故として起きました死亡事件につきましては、特別養護老人ホームたぶせ苑でありまして、1件につきましては75歳の男性で、10月5日の夜、発汗と嘔吐があったことによりまして、静養室で様子観察をしております。翌日の早朝になりまして、苦痛な表情をされましたので、救急車で光市立総合病院のほうに搬送されております。同日、病院において死亡されております。事故の発生の原因としましては、発熱による体調不良によるものと報告を受けております。家族等の対応につきましては、6日の早朝、病院に搬送される前に、連絡説明をされています。

もう1件につきましては、100歳の女性でございます。これは、10月24日の朝食時に食べ物を詰まらされたので、口腔内の食べ物の除去等、応急処置をされ、即、救急車で周東総合病院に搬送されております。24日に、病院のほうで亡くなっております。事故発生の原因としましては、食べ物が詰まったことによる窒息によるものと報告を受けています。家族の対応としましては、病院に搬送されると同時に、家族のほうに連絡、説明をされております。

以上です。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 先ほどの件数ですが、私が報告を受けているのは、23年度が5件、骨折等の5件。転倒等による骨折。24年度が今、申し上げました、2件を含めて骨折転倒が5件ということですよ。

○議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） 発熱に、これは、10月5日とおっしゃったんで、1カ月の間に2名の方が亡くなられたということですか。

○議長（谷村 善彦議員） 猪股課長。

○健康保険課長（猪股 勝美君） 1件は10月6日に亡くなられておられますし、もう1件については、10月24日に亡くなっております。

○議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） 発熱と、最初の75歳の方、発熱とおっしゃったけれど、そのもどしたときに詰まったとか、そういうことはないんですかね。やはり、こういうときに、誤嚥の窒息死というのが先ほどおっしゃってますように、一番多いわけですけども、ただ同じ施設の中で1カ月に2件、自然、老衰とかというんでしたら、これは高齢者の施設ですから仕方がないんですけど、ちょっと2件というのは多すぎませんか。

○議長（谷村 善彦議員） 猪股課長。

○健康保険課長（猪股 勝美君） 多いかどうかというのはちょっと別としまして、1件につきましては75歳の男性の方ですが、これは発汗、嘔吐の関係でそのあと、痰を詰まらされたというようなことです。

○議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

- 議員（6番 國永美恵子議員） あとの対応のことまでおっしゃっていただいて大変よくわかりましたが、やはりどちらも詰ませたということがあるようですが、詰まっただけの対処というのは、すぐ病気は別ですけれども、詰ませたときの対処というのはすぐやれば、命にかかわらなくても済むじゃないでしょうかね。ちょっと、そういうふうには受け止めますが……。
- 議長（谷村 善彦議員） 猪股課長。
- 健康保険課長（猪股 勝美君） その利用者の状況によりますが、高齢者によりますとやはり、詰まった場合でも吐き出す、手を突っ込んで吐き出す。そういう力があるかが問題になると思いますので、すべて対処が可能かどうかの判断は難しいと思います。
- 議長（谷村 善彦議員） 國永議員。
- 議員（6番 國永美恵子議員） たぶせ苑で起きたということで、私ちょっとショックなんですけれども、たぶせ苑というのは田布施町が支援しているわけですし、町長はパートナーとおっしゃった。ちょっと、どうなんだろうという気がいたしまして、介護保険に規定されている施設ですから、法に定められた人員配置というのはされていると思うんですが、職員の人数も足りているというふうに思いますが、状態によっては詰ませたまま、亡くなることもあるというような今、感じの答弁だったと思うんですけれども、職員体制は万全で配置人員も問題ないとなると、やはり助かったんじゃないかなという気もするんですよ。当然、その専門の方は詰ませたときには、どういう対応をしたらいいかというようなことも、研修してらっしゃると思いますけど、たぶせ苑の方はそういう体制というのは大丈夫なんじゃないかな。ホームページを見ますと、常に職員募集していらっっしゃいますけれど。
- 議長（谷村 善彦議員） 猪股課長。
- 健康保険課長（猪股 勝美君） 緊急時の対応につきましては、平成18年に介護事故防止マニュアルというのを、たぶせ苑のほうでつくっております。そのマニュアルの作成に加えて、職員には事故防止の周知徹底を図るように、また危機感を持って介護に従事されるように指導されていると聞いております。職員の配置の関係ですが、これはこういう施設については、県が指導監査することになっております。そういう指導監査において、（ ）指摘はありません。
- 議長（谷村 善彦議員） 國永議員。
- 議員（6番 國永美恵子議員） そこなんですよね。県がやるんですよ。でも、町長は、施福会たぶせ苑はパートナー、そして支援していきたいと、その覚書の中に調査報告とか、そういうものがあると思いますけれども、その辺ではどうなのでしょう。町が、県に任せて、任せたりでいいんですかね。それはね、高齢者だからといって、それは高齢者でなくても、私たちでも、物が喉の詰まることはあるんですよ。体力があるから吐き出せたりしますけども、特に、高齢者の誤嚥というのは、常に気にかけていなきゃいけないことだろうと思います。それは家庭においても、特養においてもですけども。特に、たぶせ苑ということでしたら田布施町は何も言わなくていいか、町長として報告を受けられて、町長としてどういう対応されたかというのは、たぶせ苑に関しては求められるんじゃないでしょうか。
- 議長（谷村 善彦議員） 長信町長。
- 町長（長信 正治君） パートナーという形で町からは一応、理事も町長並びに議会のほうから議長さんが出ておられます。そういう意味で、たぶせ苑自体をしっかりと支えていくという意味では変わりないわけです。報告等も（ ）随時問題があれば聞きますし、これは事故で死亡されたという状況で事故件数の状況で先般には出してしておりますが、事故以外にも、たぶせ苑自体が高齢者の方がやはりあそこで施設へ入られているという形で、多く方が施設でなくなっている状況もあります。そういう状況の中で、できるだけたぶせ苑が本当に高齢者の皆さんが安心して施設で生活できる状況にするためにも、やはり町としてもたぶせ苑に対してのいろんな（ ）するし、お願いもしていけないということで、パートナーとしての非常にケアして、とおっていかなくちゃいけないとこれからもそう思っています。

○議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） パートナーというものは私はずっと気になっておりましたんですよ。たぶせ苑とパートナーでいいのかなという思いだったんです。それは財政支援をしているからというふうに考えておりました。そして、今回の事故ですから、どうなんだろうと思っておまして、本当にパートナーでいいかどうかということなんですよ。気になっている部分が、私、今回すっきりしたんです。

実は、たぶせ苑で〇―157が発生しました。あのときに、一般質問で聞いておられる方がいまして、〇―157も決して事件ではございませんでしたよね。事故でしたよね。3名の方が亡くなられて、そのときに、どういうふうに寺田町長は、答えてらっしゃるかという「直接的な責任の追及は困難でございます」（ ）「しかし、入居者に関する健康管理、給食に関する衛生管理というものは、たぶせ苑が担当しているところがございますから、その面での責任はたぶせ苑にあると認識しております」こういうふうに答えておられます。

そのときは、役場内にも対策本部を設置されたということですね。道義的な苑としての管理責任という問題もございますので、施設長は昨年12月末に辞任をされたところでございます。でも、決してこの〇―157も事件ではなかったと思う、事故なんですけれどもどういう対応をされたかということ、田布施町もどうしたかということが私は求められると思うんです。それで、私がすっきりしたと申し上げたのは、そのときに答弁をされてるんですけど、社会福祉事業の精神から言いますと、社会福祉法人が経営する施設の運営に行政が過度に立ち入ることは差し控えるべきであると全くそのとおりなんですね。そこまでは、本当にそのとおりでいいんですけど、その後なんです。多額の町費を投入した経緯とそういった経緯で設立させた法人であり、施設であるという町民の認識、期待というものを踏まえて、施設の運営は町行政と密接な連携のもとに行われる必要があるというふうに、私は思っている。まさに、本当、県が調査しない。県に任せてある。県のことと言うんじゃないくて、ここの財政の支援をしてきたという部分でやはり、その覚書もあることから運営は密接な連携のもとに行われるというのが本来、なされるべきであろうと思うんです。

ですから、私はもうちょっと、この2件の事故が続いて、それも1カ月以内に起きたというのが気にかかる場所なんです。それで、県がすることでおっしゃるけれども、田布施町だって配置は、人員は足りているか。そういうところを、職員の配置は大丈夫かというところを調査してもいいんじゃないかと思うんです。県もやるものでしょうけれども、覚書によって、それはできるんじゃないかと思っております。そのために、〇―157の後、寺田町長が覚書をつくらうという答弁をしていらっしゃいます。それで、そのあとにもっとありましたよね。町の貴重な税を使って、これををつくっている経緯もあります。町長の立場というのは、言うならば「非常に有力なオーナー」でございます。こうおっしゃってるんですよ。私は「ああそうだな」と思った。寺田町長は「非常に有力なオーナー」とおっしゃった。長信町長は、「パートナー」とおっしゃった。パートナーとオーナーでは立ち位置が違いますか。そのオーナーであるべき姿をはっきりさせるために、覚書をつくられたんだと思うんです。県しかできないところに、町もそういうものができる。報告も受ける。ましてや人事まで事前協議、役員的人事まで事前協議、そうすると、やはり町長はここで2件は多すぎないかなと思われべきではないですか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 結果、原因がたまたま月に2件というのを以前はそういう状況を聞いておりませんので、今回2件起きているということは、確かに連なったということは、多いのかもしれない。ひと月という表現の中でいえば。

例が悪いですけど、交通事故等でも全く同じことが言える部分があったりしてあるんですが、状態がどういう状態であったかというのは、私も報告を受けた程度しかわかりませんので、2件は本当に防げたかどうかという問題等もありまして、言いますが、結果の形として2件というのは多く感じま

す。あつてはならない部分があるし、できるだけないほうがいいわけですから、そう思います。

それと、これは質問の中に入ってたんかどうかわかりませんが、パートナーとオーナーという表現の違いが、前寺田町長の発言の中でもありますから、私がそれをどうこうというお答えはいたしません、現段階におきましては、私自身も当時あそこをつくった経緯の中から必要な施設だという気持ちでありますし、ちゃんとやはりあそこを利用する皆さんが、本当に気持ちよく使える施設にならなきゃいけないという意味で、たぶせ苑に対してはいろんな形で話をしますし、私になりましてから2度ばかり、今は部長さんやめられています、県の今村部長だったと思います。女性の部長さんがおられました。その方に相談等もしながら、話したこともあります。ですから、町として直接、県に一任しているというような状況で私はないと、何かあればやはり県に直接の相談もしていかなきゃいけない、これは町としてやるべきこととして、担当の所管のものもちゃんとそこら辺は連携をとって、県ともやりますし、施設ともやっていると。ですから、そういう立場から言えば、簡単なパートナーとしての取り扱いとしてやらせていただき、オーナーという表現は、ちょっと私のほうでは理解できないですが、そういう答弁をされたのであれば、当時の町長はそういうふうに使われていたんだろうと思います。

○議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） 報告を受けたあと、町長がどうされるかということなんですね。ですから、1施設、1カ月に2件の死亡事故は多すぎないかということをおしやうは申し上げたんです。私は、パートナーよりオーナーだろうと思います。申し上げたように、貴重な税を使って、これをつくる経緯もございまして。ですから、町長の立場というのは、言うならば非常に有力なオーナーですというふうにおっしゃってるんですから、まさに財政支援をしているということになれば、オーナーと言ってもいいんじゃないかと、このように考えます。

ですから、公的に監督権が。これも寺田町長の答弁の中なんです。「公的に監督権限が田布施町長にはございせんが、苑との協定によりまして調査ができるのか、あるいは報告が求められるのか、健全経営の遵守義務とか、あるいは入所者、外部からの……」とこう、いろいろおっしゃってるんですけど、そういった問題について町長と法人理事長の幹部において、たぶせ苑の経営の問題について協定を交わしたいという気持ちで検討しております。要するに、こっから覚書ができたわけですよ。この答弁のあと、4月1日に協定じゃない、覚書ですね。ここでは協定とおっしゃってますけども、覚書を出されてきて、その中でやはり報告、調査、こういうものも入ってるんですよ。だから、今回2件の事故があったんなら、やはり町長がすぐに2件も続けてあったのかという驚きを示されて、驚きをもって調査、報告をもっと詳しく報告してくれとおっしゃってもよかったんじゃないか。そのために、覚書があるんじゃないですか。そのために税を、田布施町が町税を使って、税金を使って、支援してるんですよ。そこを申し上げたいんですよ。だから、パートナーで手を組んで、仲よく進もうねという立場じゃ、私は町はないと思います。特に、町長は、その権限がおありになる。覚書によって。ですから、町長がなぜ、直接そういう話を2名の死亡者があったわけですから、「2名は多いよ」というふうには、すぐ立ち上がって調査なり、詳しい報告を求めてくださったらよかったんじゃないかと思うんですよ。ちょっと、そこで置きます。その辺をお尋ねします。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 私自身も、感覚の甘さはあったかもしれませんが、報告を受けた段階で中身についてちゃんと調査していますということを受けてますんで、それ以上のことは言いません。ただ、多いことということになると、1カ月2名というのは多いと言われたんで、たしかに私も「そう思います」というふうには申し上げました。

ただ、もっと報告を早くしてということがありましたが、それはそのときの感覚の問題が少しあったもんですから、ちゃんと調査ということだけを言っただけで、報告を受けただけにとどめておりますが、それはちゃんと言うべきだったというふうには思います。

○議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） それと、こういう死亡事故というようなときには、私は議会にも報告があってもいいんじゃないかなと思います。それは、予算で議会も審議をするわけですから、ただ単純に町長が、「ふん、ふん、報告聞いたよ」そうとか「そうか、そうか」というのではなくて、これは2名も1カ月、何度も申し上げますけど、1施設で、ひと月2件死亡事故、これは多いんじゃないか、議会にも報告しておこうという姿勢であっていいだろうと思うんです。それがなかったら、覚書というのがいくらあっても何も役にたっていない。役員の事前協議っていうことは、町長に確かにここに人事権とは書いてないけれども、町長にそれだけの力があるということでしょう。役員まで決める力があるということでしょう。事前協議して、物別れになったというんじゃないから、事前協議というのはきちんと話を詰めて、これでいきましょうというのが事前協議でしょう。そうすると、理事、他の役員もあるんでしょうけど。ここも町長がちゃんとされていかないと、この覚書に沿ったことにならない、できないと思うんですよ。そういう点がしっかり町長が認識してらっしゃったら、今回の2件の続いて報告があったときに、すぐ町長の対応ができたんじゃないかと思うんですよ。もう一度、やはりこの特養の問題は覚書も含めて、しっかり考えていただきたい。これからどうするのかということ私は以前申しましたけれども、これからどうするかも大切なんですが、実際に田布施町が支援をしている施設ですから、そこのところをはっきりと町の、実際に町が運営しているわけではないですけども、でもそれだけ大事なところですから、さっき言いましたように、町民の期待とかいうのもあるわけですから、やはりこれは町長も危機感を持って、2名の死があったのかというようなところで、すぐ動いていただきたい。立ち上がっていただきたい。それと、議会にもしっかりこういことを報告していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 御指摘をいただきましたので、その辺はしっかりとこれから私がやっていきます。ただ、議会等への報告については、多分、理事会等でもそういう報告が臨時があったか知りませんが、あったと思います。うちのほうは、私は副町長のほうから報告を受けてますが、議会のほうにもそういう形で出られている議長さんのほうから報告をされるというような認識を持っておりますので、町のほうから結果的な報告は出せますが、緊急の報告はやはりそういう形が一番スムーズにいくかなというふうに思っております。

○議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） 議会は、議会のことですから、また我々議員が話し合っていけばいいことですし、議長からそういう報告をきちんと求めて報告してもらえばいいことなんですが、それとはまた別に、町が、町長がどういう対応をなさるかということだろうと思うんですよ。議会にそういうものを話しかけるお気持ちがあるかどうかですね、ひとつは。「議長がやるけ、ほっちよきやいいよ」というようなもんじゃないと思うんですよ。町長の立場としては、やはり私は議会に報告をしとくたさるのが筋ではないかと思っております。

それで、もう1件お尋ねしますが、その続きですけども、本当に町民が待ち望んで、わざわざ覚書までつくって充実させていこうよということだったと思うんですけども、今、調査やなんかを県に任せているとおっしゃったけれども、もし、これから特養について職員の体制とか、対応とか見直していかなければいけないんじゃないかという私、今この2件の事故のことを聞きまして思ったんですけども、どうですかね。職員体制とかというのを、町長、ちゃんとしっかり調査をされて、いけないところは見直すよ、県に任せないということによろしいですか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 施設の中のほうは、ちゃんとした経営理事会がありますから、その中の職員に対して、私がどうこうは言いません。県のほうからも、先ほど申しました、今村部長と話したときには、部長はかわりはない話があって、こうこう、こういう事情で覚書を加えてやっております

という話をしながらしているわけですから、寺田町長との話は私はわかりませんが、私になってからは県との連携はそういう形を。できることなら町の直接のトップは関わらないほうがいいですよという県からの指摘もあって、だけどそうじゃなしに、こういう状況の中で町とたぶせ苑とのかかわりがあるんですよという話をして、了解をいただいているという部分があると思います。県の指導は確かそういうふうに出てきたと思います。そうは言いましても、たぶせ苑は、そういう覚書をもって町との関わりをしっかりとっていくという、そういう表現の中でパートナーという表現を、私はしているわけですが、議会の件も含め、あるいはその中の件も含めて、やはりその担当するブロック、ブロックというかその担当するところはやっていかないと、たぶせ苑の職員まで、私は町として入っていく気はございません。それは、ちゃんとした理事会があって、そこで話をされるし、経営される立場であるたぶせ苑の中でやっていただく。理事でおられる方々は、その報告を受けて対応されると思いますが、今の状況ではそういう状況だと思います。ですから、役場の職員であれば、それは私に責任はありますが、たぶせ苑の職員までは、ちょっと直接、か関わって入りませんので、その辺は御理解いただきたい。

○議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） 職員、個人的なことを言ってるんじゃないんですよ。ちゃんと、基準にあってるかとか、そういうことを町長に確認していただきたいんですよ。職員個人がどうかとか、そんな問題じゃないんです。それはでも、覚書でできるようになってるじゃないですか。できるでしょ、報告とかなってるから。そのところを、調査・報告となっているから、そのところをしっかりとさせていただきたいんです。その法律に決められているとおり、職員の数はちゃんと足りているとか、その配置はちゃんとなっているとか、個々を言ってるんじゃないんですよ。そういう基準にあって、運営されているかという大きなところで申し上げているのです。職員個人の態度が悪いよとか、なんだとか、そういう問題じゃないと思うんですよ。それが、田布施町民が安心できることではないですか。こういう事故があったけど、町長がこういうふうにすぐして対応してくださったという安心が町民に出てくるんじゃないですか。それは、町長、報告受けたよというので終わらせてはいけない。それが、覚書だと思うんですね。財政支援してきた田布施町長のおやりになること、覚書にそっておやりになることと思います。そのことをございますので、ただ行って職員が悪いとか何とか、そういうことをしなさいよというんじゃないんです。その辺の誤解はなさないでください。全般的なところで、ちゃんと法基準に合ってるかということで、お尋ねをいたしております。

ちょっと特養はこれでおきます。しっかりと、町長、町民が待ち望んでいた施設が安心、安全であるように覚書に沿ってやっていってください。

それで、3番目に移ります。教育長にお尋ねいたします。

非構造部材の耐震対策についてでございます。文部科学省は、平成24年4月26日付で、県知事、県教育委員会教育長に宛て、学校施設の非構造部材の耐震対策の推進についての通知を出しております。このことは、県のほうから、本町教育委員会にも知らせがあったと思います。

また、文科省が9月に公立学校施設の非構造部材の耐震点検及び耐震対策の状況調査について発表したことが新聞報道にありました。調査した公立小中学校のうち、この耐震対策が終わっているのは32%ということです。4月26日付の通知では、特に、「地震発生時の安全確保に向けた取り組みの前提となる非構造部材の点検を速やかに実施するとともに、致命的な事故が起こりやすい屋内運動場の天井材、照明器具、内外装材、バスケットゴールの落下対策などを進めていただきますよう、お願いします」とあります。財政支援を示されております。通知に基づき点検はなされたと思いますが、町内の小中学校の状況と必要に応じて対策をとられましたか、お尋ねします。

また、社会教育施設についての状況はどうなっておりますか。対策の必要性があれば、それも含めてお尋ねいたします。

○議長（谷村 善彦議員） 教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼いたします。お答えいたします。

非構造部材の耐震対策の取り組みにつきましては、平成23年7月、「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会」が、文部科学省に緊急提言を行い、国では学校や社会教育施設の非構造部材の安全確保について対策が進められているところです。

大災害により、構造体の被害はもちろんでございますが、非構造部材についても多くの被害が発生しており、国では、「特に致命的な事故が起こりやすい屋内運動場の天井材、照明器具、外壁、バスケットゴールの落下防止対策を進める必要がある」として、先ほど申されましたように、平成24年9月18日付、文部科学省通知で、この緊急性に鑑み、総点検を実施するよう通知がありました。

点検期間については、可能な限り平成25年度に、遅くとも平成26年度までに取り組み、平成27年度までに対策を完了するよう出されております。

現在、本町小中学校においては、これまで毎月1回の安全点検を実施してきたところでございますが、これを受けて、さらに非構造部材の耐震点検を年に1回、既に行っておりますが、文部科学省が示す「点検チェックリスト」を活用して点検をいたしているところです。

田布施町におきまして、課題といたしましては、吊り天井につきましては、麻里府小学校と田布施西小学校、城南小学校及び田布施町スポーツセンター第1体育館が該当いたします。

高所施設、いわゆる吊り型のバスケットゴールにつきましては、城南小学校、東田布施小学校、中学校及び田布施町スポーツセンター第1体育館が該当しております。

また、外壁や音響施設、照明等につきましては、全ての施設を点検し、危険箇所の有無の調査も必要と考えております。

これらの施設は、それぞれが避難予定場所にも指定されていることもありまして、麻郷小学校以外について、県の指導を受けながら、平成25年、26年度において外部機関、いわゆる業者委託によりまして点検調査を行い、実施箇所を決定し、その対策を国の示す期限である平成27年度までには実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） 小中学校の校舎の耐震化率は県内一ということで、大変安心をしておりましたら、こういうこともわかりまして、まだまだこれから耐震化に向けて予算は必要なんだなというふうに思っております。

それで、必要なところがあるという御答弁ですが、これは今からやっていくということ、27年までには終わられるかもしれませんが、国のほうが財政支援を示しておりますよね。非構造部材の耐震。それが、今24年度は示されておまして、33%が国庫補助、残りを起債で。その起債充当率は80%というふうにしております。だから、24年度にこれが終わればいいんでしょうが、この国の財政支援がそののち、今から田布施町が取り組むんですけども、これ続くんでしょうか。

○議長（谷村 善彦議員） 田中課長。

○学校教育課長（田中 章君） 確かに、24年度、今年度の財政支援制度という形で、3分の1補助、残り地方債でやって、残りの80%交付税というのがあります。確かに24年度ということで、この資料はもらっています。ちょっと今、言えないんですが、27年度にまでにやれというんですから、多分、つくってくれるものと思っております。その点、確認はしておりません。

○議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） そうなんです。24年度と書いてあるんですよ。財源内訳がね、国が示しておりますとおり、それで24年度までなら急いでやらなきゃ。実質的な負担が13.3%、国のほう細かく示してきているんです。大変安くできる。もし、これを外れて補助がないのであれば、大変なことですよ。本当にそこがわからないんだったら、もっと早くやらなきゃいけないんじゃないか。これだけの財政支援がもし続かないということになると、でも、もうあと12月を除いてあと

3カ月しかない。その間に、どれだけのものができるのかということなんですが、どうなんですかね。

○議長（谷村 善彦議員） 田中課長。

○学校教育課長（田中 章君） 教育長が示したように、本当、ここ9月18日付で文書がきて今年です。最近、急に言い出したというか、そういう状況の中で財政支援も出てきました。本当言うて24年度にどこの市町も、即診断して、即工事完了するというのは難しい状況であると思います。現実、田布施町も難しいと思います。

○議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） 財政のことももちろんなんですが、子供たち、使用者、使う人を守るという点でも、今からやっていきやいいよっていうじゃなくて、早く取り組まなきゃいけないんじゃないかなと思うんですよ。あわせて、もしできるなら24年度内のほうが、これだけの負担がなくて済むならいいかなと思いますので、国へ要望して行って、もっとつけてくださいって、これから27年度まではつけてくださいと言っていかなきゃいけないのかとも思いますけれども、できれば早い対応がなされるのが良かったと思っております。今からお考えになって、しっかり補助があるときにやっていただきたいなと思います。

終わります。

○議長（谷村 善彦議員） 以上で、國永美恵子議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（谷村 善彦議員） 次に岡崎南海子議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） 第4人目質問者、岡崎南海子です。1問1答でよろしく願います。

1番、答弁姿勢について。町長や執行部の議会答弁を見て「責任回避が仕事」という印象を持つ町民が少なくない。町長はどう捉えるか。また、そういう姿勢が今どきは、正しいという論拠があれば示して欲しい。議員は行政の職責を深く追求するのが仕事と思う。よろしく願います。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それではお答え申し上げます。

答弁姿勢についてのお尋ねであります。「議会答弁を見て」との御質問ですので、議会だよりを御覧になっての印象だろうと思いますが、御承知のように、議会だよりは、議会で議決された結果を知らせるものと、一般質問や委員会など会議の概要について限られた字数の中で、要約されて掲載されるものに分かれると思います。

私どもの答弁姿勢を「責任回避が仕事のように感じられる」との御非難のようではありますが、私だけでなく、ここにおります参与全員の思いは同じだと思いますが、皆、一生懸命、町のことを思い職責にあたっておりますし、答弁も同じようにいたしております。

御意見として、議員は行政の職責を深く追求するのが仕事と申されましたが、私はそれだけでなく、議員さんからも議員提案や提言を行っていただく中で、議会と執行部がそれぞれ立場は、違う立場ではありますが、一緒にまちづくりに取り組んでいくことも大切ではないかと感じております。

以上です。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） では、今の答弁から町民の「責任回避が仕事」という印象は違っている。十分に前向きな、積極的な仕事ぶりをしているという答弁と受け取っていいのでしょうか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 結構でございます。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） 次のラインに、「また、そういう姿勢が今どきは、正しいという論拠があれば示して欲しい」という文章があります。ここをもう一度読み直して欲しいです。私は、

一概にそういう「責任回避の仕事」ぶりが100%悪いとは言っているわけではありません。大局的に見て、円滑に物事が運ぶことのほうが大事なのですから、臨機応変に対応する必要があるということから、質問をしています。

前の議会にも、こういう言葉を使ったと思いますが、既にこの社会は崩壊しています。崩壊している社会の中で、どのように行政は行ったらいいかということのほうが一番大事なんだと思います。そういう観点から、またそういう姿勢が今どきは正しいという論拠があれば示して欲しいという言葉を出したわけです。ですから、私どもが要求するのは、仮にそういう態度をとったにしても、それが合理的な理由により、裏付けられていればいい。一般的に正しく、美しい態度をとったとしても、それが不本意に基づいていれば誤りである、という考え方から質問したわけです。言葉が足りませんけれども、私はこういう質問するからには、町長の責任回避的な答弁というのは、一般的な評価として、私も認めますけれども、さらにそのことの意味がわかってないのではないかという、さらなる心配があるからこういうことを言ったのです。そういう態度が普通にマイナス評価される態度が、大局的に見てプラスに働いているとか、もっと深い思慮のもとに行われているのであれば、議会質問に出しません。けれども、深い思い中、ただ表層的に責任回避の努力をしているというイメージがあるので聞いてみたのです。それが、4行目の、またそういう姿勢が今どきは、正しいという論拠があれば示して欲しい。深く考えているかな、という心配の言葉からこういうラインが出てきたのです。私の質問の意図をもう一度酌み取って、答弁をもう一度やり直していただきたいです。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 一生懸命理解しよるんですが、答弁自体をやり直せということですが、どういうふうにやり直したらいいのか。それ自体もちょっと悩んでいる状況であります。質問された内容の責任回避が正しいか論拠を示して欲しい。今どき正しいのであれば、論拠を示して欲しい。今どきも、昔もないと思うんです。別に、回避したという答弁をしておりますので、その論拠自体が私には正しいとか、今どきとか言われてもちょっと理解できない部分がある。昔から、私は議会に対する答弁は誠実にやっているつもりでもあるし、皆さんに対してのお答えは、自分でできる範囲の答弁をさせていただいています。それが不誠実だというふうに受けられた方が、正しい論拠だとか言われても、ちょっと私にもそれがどうかと言われても、ちょっとお答えできないと思います。ですから、答弁をやりかえてくださいと言われても、やりかえることもできませんから、ご理解をいただきたい。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） 今時も昔時もないというお言葉から、私の論拠である既に崩壊していく社会、その崩壊に気が付かないという程の崩壊をしている社会を行政のあり方は、という論拠は全くあり得ないと言ったわけですね。昔も今も平凡な幸せな、良心と良識で動いている社会であるというふうに基本をそのように捉えて今のような最初の答弁をつくられたという御説明でいいでしょうか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） はい、結構です。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） では、そのようなご答弁をいただいたと記録しておきます。それに対して、ちょっと一、二の事例を挙げて、反対意見を述べさせていただきます。

例えば、先ほどの前の國永議員の質問の答弁にもありました言葉をもらいまして、「国策だから従っているのみです」これは、今まで私が4年間体験した、特に原発問題に対して体験した答弁のワンパターンの言葉です。「国策だから従っている」でも、あなたは1万6,000人の町民の命を預かっている首長ではないですか。という反論ができますよね。

「国策だから従っている」のなら、どっかロボットに優秀なコンピュータを備えたロボットに国策だから従うような情報を注入しておいて、動いてもらえばいいわけです。それを、4年間ずっと私は

言い続けてきたと思います。そして、その挙句に御記憶にあるかどうかわかりませんが、議員は行政の職責を深く追求するのが仕事とも思う故に必死でした議会質問に対して、畏が待っていました。そのような体験があるので、私はこのような質問をしたのです。それが一つの「国策だから従っている」、これはどこの首長も使うこと。県知事も使うこと。ですけれども、それは、県知事としても山口県の全県民の命を預かる県知事としてもそれも甘い言葉ですよね。例えば、極端な例でこれは例外的に聞いてほしいんですけど、国が仮にナチスになったらどうしますか。国策だから県もナチスしますか。そこを防御するのが、首長の仕事ですよね。

○議長（谷村 善彦議員） 休憩します。

（休憩）

○議長（谷村 善彦議員） 引き続き。

○議員（11番 岡崎南海子議員） 私は例を挙げて、町長答弁の誤りを指摘しているつもりです。そして、大変失礼ですが、噛んで含めるように話さないといけないので、話がずれてしまうのです。わかっただけですか。

例えば、国策だからという、今までのワンパターンのマニュアル的な答弁の中にも責任回避が仕事というイメージを町民に与えているわけですよ。でも、それもやはり自分で肯定されるならそれでいいです。答弁をいただくのが仕事ですから、やはり町長はそれも肯定するのだからと思って、今日は帰りますからそれでいいです。ただ、質問した以上は反論根拠を示さなくちゃいけないから、国策だからの言葉を引用させていただきました。

それから、もう一つ、反論の体験があります。今も昔も平和に良識のある社会の中で、誠実な仕事をしてきましたという答弁がありました。そして、自分の議会答弁もそのようなものですよという答弁が今ありましたね。でも、私は、これまでの答弁の中で、とても怖い答弁をされたことがあります。割と最初の頃の議会質問のときに、執行部の方々が、どこまで追及しても上手に逃げ回られます。それで、私は言うてはいけないと思ったんですけども、ついにある一言を発しました。「役場の職員の給料は税金で賄われています。だから、役場の仕事は町民のために、町民目線ですべきじゃないですか」この一言を私は言うてはいけないと思ったんですけど、制限の時間の中でどこまでも逃げ回られて、とても困りますから、その最後の言葉を言いました。そのときの町長はこう言われました。「あなたも晴れて議員になって、町民に対して、行政上、責任の一端を握っているのだから、あなたも議員になって、税金から給料をもらっているのだから、あなたも頑張りなさい」こういう答弁をされたんですね。だから、それを追及しているわけではありません。それは誤解しないでください。私がこのような質問をした背後関係の説明をさせていただきました。

そして、なぜ再質問をそういう形でしたかを理解してほしいから、そう言いました。でも、最後まで、自分は一貫して誠実に答弁をしてきたと言われますので、そのような答弁として受け止めさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） 2番目、選挙公報について。これは、再度のお願いですから、よくおわかりいただいているかなと思います。

以前の議会で「選挙公報を出すのは、技術的に難しいから出さない」という答弁があった。その後、検討されたか。誰が立候補しているかも、看板を見なければわからない状況がある。人海戦術で配れないこともないと思う。（私自身の体験から）どうぞ、よろしくお願いします。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、2点目の選挙公報についてのお尋ねであります。

選挙公報につきましては、平成21年3月の定例会での御質問に、「公職選挙法第172条の2に法の規定に準じた規定を条例で定めるときに発行することができますが、配布を投票日の2日前までに行うこととされていることから、選挙期間が5日間の町議会の選挙での実施は難しいのが現状で

す」と杉山選挙管理委員長が答弁されております。

田布施町選挙管理委員会でも調査されたようではありますが、県内の町で発行されているところはないと聞いております。

この選挙公報の発行について、議会に条例化に関する陳情が提出されているようでもありますので、議会のほうでも御検討していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） それでは、前の議会質問と違って、少し前向きな答弁がいただけましたので、大変うれしく思います。どうぞ、その方向でよろしくをお願いします。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） 3番目、交通弱者対策について。交通弱者のためにどんな施策を検討中か。その後の取り組みを尋ねる。福祉車両制度を再検討する予定はあるか。また、福祉タクシーに該当しない人について、どのような救済を考えているか。よろしくをお願いします。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、3点目についてお答え申し上げます。

まず、交通弱者のためにどんな施策を検討中か、その後の取り組みについてのお尋ねですが、この件については、役場内に設置している政策調整委員会及び政策調整プロジェクトチームの中で、現在、「地域交通対策」として取り上げ協議中であります。24年度末までに、コミュニティバス、福祉タクシー等の現状、課題、政策の立案等のとりまとめを目指しています。

次に、福祉車両制度を再検討する予定はあるかについてですが、これは、平成20年3月に廃止となった町送迎サービス事業のことと思います。この事業は、町が町社会福祉協議会に運営を委託し、登録された運転ボランティアの方により実施していました。利用の際には、利用者が片道1回400円の自己負担をいただいておりますので、道路運送法による有償運送として国土交通省運輸支局の許可を受けて運営されておりました。

しかしながら、平成18年に道路運送法が改正され、有償運送を継続して行う場合は、運転者の講習を受けることが必須とされましたが、当時、運転ボランティアの方の高齢化も相まって、講習を受けることが困難ということで廃止となったと聞いております。

新たに、町運営の有償運送により、同趣旨の事業を再開するとなれば、町の地域公共交通会議に回り、運輸支局等に登録するための諸条件を満たす必要がありますので、社会福祉協議会とも協議する方向で進めたいと考えております。

次に、福祉タクシーに該当しない人について、どのような救済を考えているかとの御質問ですが、高齢者福祉タクシーは、町内在住の75歳以上の在宅者であって、一人暮らしまたは75歳以上の者のみで世帯を構成している方を対象としておりますが、身体障害者福祉タクシー及び対象者の世帯の構成員が自動車等を所持していないこととされています。

この問題につきましても、先に申し上げました地域交通対策プロジェクトの中で、現在検討を行っております。

以上です。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） 済みません。地域交通対策プロジェクトというのが、役場内に立ち上げられたんですか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） そうです。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） それは、どのようなメンバーで、どのような目線でされているん

でしょうか。

○議長（谷村 善彦議員） 田縁課長。

○町民福祉課長（田縁 和明君） これは庁内に政策調整委員会ということですね、実質チーフは副町長がチーフになって、課長も政策委員会のメンバーです。そして、今みたいに地域交通対策の細かいプロジェクトは、10ほど今あるんですが、それは、それぞれプロジェクトチームとして各担当もしくはそれ以外も実質6名ですかね。6名ぐらいでそれぞれのプロジェクトの中で協議されて、それをまた課長が所属する政策委員会に持ち上がって、中を詰めていくような委員会です。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） その委員会に、大いに期待したいのでちょっと、詳しく教えていただきたいなと思います。プロジェクトが10個あるとかいうようなことについて、割と、交通問題、交通弱者の問題は深刻ですので、ちょっと教えてください。

○議長（谷村 善彦議員） 西本課長。

○企画財政課長（西本 重貴君） 現在、地域交通対策プロジェクトにおいて、ボランティア活動、それからデマンドバス、スクールバス等とあわせて、全体的な交通対策として検討しています。コミュニティバス、スクールバス等の関係の整理、それから福祉タクシーの課題解消、それから生活バス路線対策、社会福祉協議会事業との連携等についてを調査、研究を行っています。先ほどの町長が答弁の中で申しあげましたように、今年度末までに一応、中間的な報告になるかと思いますが、一応方向性を出す予定で今職員の方が頑張っております。

以上です。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） 大体ですが、わかりました。そしてそれがあがる程度、まとまったら町民に広報してくださるんですよね。

○議長（谷村 善彦議員） 西本課長。

○企画財政課長（西本 重貴君） 方向性がまとまりましたら、また議会のほうにも協議をさせていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） 議会に協議を出してくださるそうで、大変ありがたいと思います。よろしくお願いします。

ちょっと、戻りますけども、先ほどの町長答弁で、社協と相談しながら行っていくという言葉がありました。社協はどのような反応をしておられますか。教えてください。

○議長（谷村 善彦議員） 田縁課長。

○町民福祉課長（田縁 和明君） 社協と話をいたしまして、前回と同様あるいはまたそれとは違うような方向で何かできれば、それに基づいて検討しようということで話はしております。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） 社協は前向きだと理解していいですか。

○議長（谷村 善彦議員） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（田縁 和明君） 私どもと連携してやっていくような考えを示しております。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） 重大問題と思われて、その痛みを知らない人にはわからない物事は何でもそうです。重大問題と思われて、社協と一生懸命協力して解決してほしいと思います。よろしくお願いします。

続けて、4問目にいいでしょうか。

○議長（谷村 善彦議員） どうぞ。

○議員（11番 岡崎南海子議員） トリウム発電の研究について。これは、いわゆるエネルギー問題なんですね。先ほど町長はこう言われました。原発の件に関しては「国策だから従っているのに、私は私で別に、エネルギー問題について持論がある」と言われました。この4番の質問は、そういう町長には、大変試みの質問じゃないかと思えます。

トリウム発電は、トリウムを、一種の放射性物質です、別に無害なそこら辺の花崗岩とかそういうものではありません。トリウムもやはり放射性物質です。それで、なお、このような質問を出した意図を前に説明させていただきます。

この質問は、1つには、硬直している原発争いに別の視点が必要ではないかと思い、いたしました。2つ目は、田布施行政に、化学的目線が必要と思うので、化学の目を持ってほしいので出しました。ですから、誤解をされないでいただきたいのですが、トリウム発電を今からしてくださいという、すぐしてくださいという意味ではないので、あらかじめそれを含んでおいてください。本文読みます。ウランでなくトリウムによる発電が研究されている。放射性廃棄物、環境汚染、この文章、環境汚染とコストの後に点を入れないといけません。環境汚染コストではなくて、1、放射性廃棄物、2、環境汚染、3、コストというような流れで書いているので、環境汚染とコストのところに点を入れてください。誤解されてなかったでしょうか。

そして、危険性などの諸問題について、「ウランに比べ」という言葉も入れなくてはいけなかったですね。優れていると聞く。済みません。2カ所訂正箇所いいでしょうか。

さらに、発電調整も可能などの利点がある。田布施町も他町のように研究してはどうか。行政に科学的目線を期待する。実は、最後の行政に科学的目線を期待する。をゴシックで印刷したいぐらいでした。主な動機はそれです。よろしくお願いします。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、4点目についてお答え申し上げます。

トリウム発電の研究についてのお尋ねであります。エネルギー政策につきましては、国のエネルギー基本計画の中に盛り込まれている事項であります。政府は9月に、「2030年代の原発稼働ゼロ」を明記したエネルギー・環境戦略をまとめ、経済産業省は、同戦略に沿ったエネルギー基本計画を策定する予定でございましたが、経済界の反発や現衆議院議員選挙が執行されることなどにより、エネルギー基本計画の策定が困難な状況となっております。本町といたしましても、今後のエネルギーのあり方については、国の動向等を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） 今の答弁では、私は町の主体性を念願して4番は出したんですが、国の方針に従うのみといういつものフレーズで答弁があったと理解していいですか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） エネルギーに関する問題でありまして、そういうふうに理解されて結構です。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） はい。そのように答弁をいただきました。また、つけ加えをさせていただきます。田布施町も、他町のように研究してはどうかと書いてありますね。これは、日本のある町で研究に取り組んでいるから、こういうふうにしたわけなんです。その町の町長さんが、議会質問があったときに、「そんなことは考えんていい。国策に従ってたらええ」という答弁をする人だったら、その町は研究しなかったと思えます。

もう一度言います。「国策だから、国策に従っている」の答弁では、答弁ではないと私どもが理解しています。特に、町長自身がエネルギーについて持論があるといわれるのですから、さまざまな研究もされてると思いますので、きっとここはもっと、中身のある答弁がいただけると思ったんですけど、4問の中で一番淡泊な答弁でした。ちょっと、大変期待はずれですが、もう一回言ってみて

だけませんか。

(「議長、言葉遊びじゃないですよ。簡単・明瞭にやってもらってください」と呼ぶ者あり)

○町長(長信 正治君) お答えしたこと以外に、もう一度ということではありますが、トリウム発電というふうに通告を受けております。それについてお答え申し上げたのでありまして、エネルギー全体の考え方からいいますと、いろんな考えがあるということで、私も持論は別にあるということをお申し上げたのは、先ほど、岡崎議員さんの答弁で申し上げたわけではありませぬので、() いただきたいと思ひます。

○議長(谷村 善彦議員) 岡崎議員。

○議員(11番 岡崎南海子議員) 私の答弁のときにも、国の施策を待ってると言われましたよ。そう言われましたよ。だから、私は、町の主体性を問うているんですと、再質問しましたよね。私の答弁でもそう言われましたよ。

済みませんが、もしそれを、私の質問が言葉の遊びと思われてるんでしたら、それはもうちょっと深く見てほしいと思ひます。町長は、そのような答弁をされるにあたっては、言葉に出ない、深い深い思ひがあるんだろうと思ひて、単にストレートに「国策だから従っている」という答弁は、答弁でないですね。もう一度、言ってくださいというストレートの幼い言い方はできないと思ひて、遠回しに何かもっと私たちの目に見えないものがあるかもしれない。それを引き出したいから、そういう遠回しな言い方をしただけで、そのあたりはちょっと、よく酌んでいただき、議員の質問の苦勞も理解してほしいと思ひます。

どうでしょう。「国策に従っている。国の出方待ち」という答弁は、答弁でないと思ひますがという御意見を言ひますが、それに対して町長はどう思ひますか。

○議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

○町長(長信 正治君) 今、質問いただひている内容についてお答えを申し上げるわけでありまして、国の国策というものは、いろいろな政策があるわけですが、今エネルギーについて、直接、1町でトリウム発電関係ができるかどうかというのは、ちょっと考えられないし、国の政策が必ずあるという認識のもとで、国策ということをお申し上げているわけですから、国の政策がやはりちゃんとして表に出されれば、それぞれの自治体でも考える。御承知のように、岡崎議員さんも御承知だと思ひますが、太陽光発電なんかは、いっぱい取組んでいる。これも、国の施策としてやはり自然エネルギーの活用という形でどんどんやっているわけですから、それは自治体もいろいろ考えている自治体もあるという状況でありますし、それ以外にも風力にしたって、あるいはいろいろな形で国が施策として、こういうふうにとひうのが出てくれば、やはりそれはそれなりに考えられるという意味の国策にとひいう状態が出てくるということでありまして、言葉の形でそれが正解かどうかというものはわかりませんが、私自身は私なりのエネルギーについて、電力エネルギーについても考えが有りますよと言ったのであつて、質問でどうこうちゅう話ではありませぬので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長(谷村 善彦議員) 岡崎議員。

○議員(11番 岡崎南海子議員) はい、そのようにわかりやすく自分から深層心理で考えていることをきちつと言ひいただひければ、こんな再質問もなかつたと思ひます。なんか、いつも決まつた筋書きのことを言うちよければええというふうにお受け止められるような言い方でしたので、こういう再質問はしました。どうぞ、議員質問の苦勞も理解していただきたいと思ひます。

以上で、終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

.....

○議長(谷村 善彦議員) 休憩をとります。

(休憩)

○議長(谷村 善彦議員) 休憩を終わりました、再開させていただきます。それでは、一般質問をこれにて全て終わります。暫時ここで休憩をいたします。再開は、1時半に再開をいたします。

午後0時15分休憩

午後1時30分再開

○議長（谷村 善彦議員） 本会議を再開いたします。

日程第5. 議案第38号

日程第6. 議案第39号

日程第7. 議案第40号

日程第8. 議案第41号

日程第9. 議案第42号

日程第10. 議案第43号

日程第11. 議案第44号

日程第12. 議案第45号

日程第13. 議案第46号

日程第14. 議案第47号

日程第15. 議案第48号

日程第16. 議案第49号

○議長（谷村 善彦議員） 日程第5、議案第38号、専決処分の承認について（平成24年度田布施町一般会計補正予算（3号））から日程第16、議案第49号、田布施町都市公園条例等の一部を改正する条例まで、12件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、本日提案いたしました12議案の概要について、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第38号は、12月16日投開票となりました衆議院議員総選挙の準備を急ぐ必要から、地方自治法第179条の規定により専決処分いたしました平成24年度田布施町一般会計補正予算（第3号）について、承認をお願いするものであります。補正内容は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査のための経費として、歳入歳出それぞれ903万8千円を追加するものであります。

次に、議案第39号は、平成24年度田布施町一般会計補正予算（第4号）であります。歳入歳出それぞれ1億806万5千円を追加し、予算総額を56億5,357万5千円とするものであります。

それでは、補正の内容を説明いたします。まず、歳入であります。町税につきましては、現時点における調定の状況から、個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税をそれぞれ増額見込みしております。分担金及び負担金は、農業体質強化基盤整備促進事業の追加計上です。県支出金は、重度心身障害者医療給付や水道事業高料金対策費補助金等の増額補正のほか、都市計画基礎調査事業の減額補正です。寄附金は、ふるさと寄附金の実績による増額補正です。諸収入は、出向職員退職手当負担金の追加や高額療養費の増額補正です。町債につきましては、地方特定道路整備県事業負担金の増額及び消防無線デジタル化整備事業の追加計上による増額です。

次に、歳出についてであります。総務費は、出向職員退職手当負担金の計上による増額や財源調整のために財政基金積立金を減額したほか、海区漁業調整委員会選挙費や県知事選挙費の確定に伴う補正であります。民生費は、介護認定調査費の増による介護保険特別会計繰出金の増額、また高齢者福祉タクシー利用助成や重度心身障害者医療給付費など増額見込みとしたほか、前年度事業の精算に伴う国・県支出金の返還金を計上したことなどにより、全体で1,850万5千円の増額補正としております。衛生費については、不活化ポリオワクチンの導入による予防接種委託料の増や、前年度事業の精算に伴う国・県支出金の返還金の計上、また、熊南総合事務組合負担金や水道料金低減対策事

業の増等による、1,380万7千円の増額です。農林水産業費の増額は、有害鳥獣捕獲補助事業及び農地・水・環境保全向上対策事業などの補助や、農業体質強化基盤整備促進事業負担金等の増額です。土木費は、基盤整備支援事業補助や街路事業負担金、下水道事業特別会計繰出金など増額しております。消防費は、防災無線デジタル化整備工事の着手等による増額。教育費については、借地解消のための中学校用地購入費や、ふるさと寄附金による図書館の書架及び図書の購入費等を計上したものであります。

なお、防災無線デジタル化整備事業については、平成24年度と平成25年度及び平成26年度予算で実施することとなるため、このたび継続費を計上しております。継続費の総額は2億2,753万8千円で、うち平成24年度の予算額は5,763万2千円であります。

その他費目は、事業費見込みによる所要の補正であり、また、各費目において異動等による職員人件費の補正を行っております。また、前年度精算に伴う国・県支出金の財源確保等のため、財政基金積立金を1,000万円、予備費を3,053万3千円減額しております。

次に、議案第40号から第42号までは特別会計による補正予算であります。議案第40号は、田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、一般被保険者にかかわる療養給付費や高額医療費の増額見込み等による、歳入歳出の所要の補正であります。議案第41号は、田布施町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、国庫支出金の減額や事業費見込み等による管渠整備事業費の補正等であります。議案第42号は、田布施町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、要介護認定等事務費の増額等であります。

次に、議案第43号は、田布施町税条例の一部を改正する条例であります。山口県は平成24年3月に山口県賦課徴収条例を改正し、地方公共団体に対する寄附金いわゆるふるさと納税と、共同募金会及び日本赤十字社に対する寄附金以外の所得税法に規定される寄附金のうち、県内に事務所または事業所を有する法人または団体に対する寄附金について、個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金として指定を行いました。これに伴い、県と町が異なる法人や団体等を指定すると納税者に混乱を招くおそれがあること、また、町民の福祉の増進に寄与する寄附金に対し、貢献または応援したいという納税者の思いを実現しやすくする観点から、その寄附行為に対して税制面から支援することが適切であると判断されたことなどにより、県と同様に、県内に事務所または事業所を有する法人または団体に対する寄附金について、個人町民税の寄附金税額控除の対象となるよう条例改正を行うものです。

次に、議案第44号から第49号までは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律いわゆる地方分権一括法の施行に伴い、これまで法令等で定められていた要件が条例への委任事項となった事項について、新たに5つ条例を制定し、3つの条例を一部改正するものであります。この地方分権一括法による法律改正及びこれに伴う条例整備の概要は、議案送付の際に参考資料として取りまとめ送付いたしておりますので、参考にしていただければと考えております。

それでは、議案第44号と第45号の2件は、介護保険法の改正によるものです。

議案第44号は、指定地域、地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例であります。本件は介護保険法の改正により、高齢者の認知症等要介護状態になっても、できる限り住みなれた自宅や地域での生活を継続できるようにするため、サービスを提供する事業者の指定及び指導、監督を県から町に移譲されることによるものであります。そのため、条例委任事項となった指定地域密着型サービスの事業者、施設等にかかわる人員、設備及び運営に関する基準等について、具体的な基準は省令を参酌して定めるものとされており、国の基準と異なる内容を定めなければならない特段の事情は認められないことから、省令と同じ内容で基準を条例化するものであります。なお、町内にある指定地域密着型サービス事業所としては、第4章に規定する指定認知症対応型通所介護のサポートたぶせ、また、第6章に規定する指定認知症対応型共同生活介護のグループ

ホームさくら、グループホームみずきの3事業所があります。

次に、議案第45号の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、並びに、指定地域密着型介護予防サービスにかかわる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例であります。指定地域密着型サービスは、要介護の認定された方を対象にサービスを行う事業であるのに対して、本件は、要支援に認定された方を対象とした事業であります。前議案と同じく、国の基準と異なる内容を定めなければならない特段の事情は認められないことから、省令と同じ基準を条例化するものであります。なお、町内にある指定地域密着型介護予防サービス事業所としては、第2章に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護のサポートたぶせと、第4章に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護のグループホームみずきの2事業所があります。

続きまして、議案第46号は、道路の構造の技術的基準等を定める条例についてであります。本議案は道路法の一部改正により、道路の構造の技術的基準等が条例委任事項となり、これまで道路構造令などにより定められていた要件のうち、交通の安全性・円滑性を担保するために必要な設計車両、建築限界、橋梁・高架の道路等の設計荷重を除く項目について、現行の道路構造令を参酌し道路の幅員、線形、視距、勾配、路面、排水施設などの基準を規定するとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令を参酌し、道路標識の寸法について規定するものであります。

議案第47号は、田布施町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例についてであります。本議案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリー法の一部改正に伴い、都市公園における公園のバリアフリー基準について省令を参酌して条例で定めるものであります。現行のバリアフリー基準は、園路や広場、通路における勾配、階段、駐車場、便所等の施設の基準について、高齢者や障害者が公園の機能や利用者の利便性を維持する上で必要かつ十分なものであることから、省令と同基準を規定するものであります。

議案第48号は、田布施町公営住宅等の整備基準に定める条例についてであります。本議案は、公営住宅法の一部改正に伴い、公営住宅及び共同施設の整備基準について、省令で定める基準を参酌して条例で定めるものであります。現行の公営住宅の整備基準は、良質な居住環境の確保のための、敷地、住戸、共用施設、附帯施設などの基準、児童遊園、集会所、通路、広場及び緑地などについて、居住者の住環境や安全性の確保が十分であると判断し、省令と同基準を規定するものであります。

議案第49号は、田布施町都市公園条例等の一部を改正する条例についてであります。本議案は、地方分権一括法により、都市公園法、下水道法、公営住宅法が改正され、都市公園の設置基準、公園施設の許容建築面積基準、公共下水道の構造の技術上の基準、公営住宅の入居収入基準等がそれぞれ条例委任事項となったことに伴い、3条例を一括改正するものであります。

まずは、第1条の田布施町都市公園条例についてですが、現行の政令が定める基準は、町民1人当たりの公園敷地面積の標準を10平方メートル以上、公園の規模については街区公園の0.25ヘクタール、近隣公園の2ヘクタール、地区公園4ヘクタールなどの標準面積を定めています。また、公園施設の許容建築面積基準については100分の2とするなど、都市公園の多様な機能を発揮する上で必要かつ十分であるため、政令の規定に定める基準を条例に追加するものであります。

次に、第2条の田布施町下水道条例についてですが、政令で定める現行の公共下水道の排水施設の構造の基準は、堅固で耐久力を有することや腐食についての防止、地震による排水施設への支障が生じないよう措置、配水管の断面積についても支障なく流下させることができることを規定しており、下水道として機能を発揮する上で必要かつ十分であるため、現行の政令で定める基準どおり条例に規定するものであります。

最後に、第3条の田布施町町営住宅管理条例についてですが、町営住宅への入居資格が認められる者の収入基準は、本来階層と障害者世帯や高齢者世帯などの裁量階層に分けており、収入分位から収入基準が定められています。現在の政令で定められる収入基準は、本来階層15万8千円、裁量階層の21万4千円で、町営住宅数が限られてる中で、住宅に困窮する低所得者の住居安定に最も配慮さ

れたものであるため、現行の基準どおり条例に規定するものであります。なお、入居選考抽選による優先規定において、現行18歳未満の扶養親族3人以上としているものを2人以上とし、子育て世帯の入居について優先枠を拡大する一部改正も今回あわせて提出をいたします。

以上、本日提案申し上げました議案12件についてその概要を説明いたしましたが、詳細につきましては御質問に応じ、私及び関係参与から説明をいたしますので、よろしく審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（谷村 善彦議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第38号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。（「何号」と呼ぶ者あり）38。向井議員。

○議員（5番 向井 恒夫議員） 私の決算書の見方が理解が足りてない部分があるんですが、1億円相当額を最終ともいえるぐらいに追加補正でしょ。（ ）なのかと思います。したがって、その中で一番目にとまりますのが、消防費3,000万、2,100万円というものが、一応出ておまして、その辺の振り分けのなものが（「向井議員いいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（谷村 善彦議員） 39号だと思うんですが。

○議員（5番 向井 恒夫議員） ああそうか。

○議長（谷村 善彦議員） 今38号を。

○議員（5番 向井 恒夫議員） 38号を今言ってるんですよ。

○議長（谷村 善彦議員） 専決処分の件でいいんですか。

○議員（5番 向井 恒夫議員） ああ、これはこれじゃないわ。この次のやった。

○議長（谷村 善彦議員） 38号はいいですかね。

○議員（5番 向井 恒夫議員） 38号は、はい。今私が発言しましたことに御答弁を願います。

（発言する者あり）38か、38はありません。

○議長（谷村 善彦議員） 38号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第39号。

○議員（5番 向井 恒夫議員） 今申し上げたのをお願いします。

○議長（谷村 善彦議員） 御答弁ください。東課長。

○総務課長（東 浩二君） この補正、一般会計の補正の第4号の関係でございますが、消防の関係でございますが、まず5ページでございますが、継続費提案理由でも申し上げましたが、消防無線デジタル化整備事業ということで24年度から26年度の事業として、継続事業として合計2億2,753万8千円という継続費を計上させていただいております。その中の今回補正予算で出しておりますのは5,763万2千円でございます。

それと、歳入のほうでございますが、14ページを開いていただきたいと思います。町債の関係でございます。9月議会でも御説明は申し上げましたが、24年度事業として緊急防災・減災化事業が制度化されましたもので、これに伴いまして通常の事業でございますと70%対象の50%交付税算入というものでございますが、今回の事業は100%対象で90%が交付税算入されるという事業がございます。この関係で4の消防費のほうに5,760万円の起債ということで起債をあげております。

支出のほうでございますが、支出のほうは25ページ、25ページでございますが、消防費の関係で消防施設費の工事費のところは5,354万7千円という、これは工事費でございます。一応今計画しておりますのは、本町役場の本庁の親機、それとモーターサイレンを至急鳴らす必要があること

から、各公民館及び5分団の天神の機庫につけております子機及び麻里府の子機に転送するとき戎ヶ下の子機、この6機を24年度事業として先行して行いたいというものの予算事業内容でございます。以上でございます。

○議長（谷村 善彦議員） 向井議員さん。

○議員（5番 向井 恒夫議員） 5,300万円余りの補正ということで、具体的なデジタル化の工事じゃろうと思う。これは一応、今日は予算を出すと、この予算で議決を受けて工事を発注すると。こういう手順なのかどうか。

○議長（谷村 善彦議員） 東課長。

○総務課長（東 浩二君） 一応12月で補正をいただきまして、今設計のほうができ上がるところでございますが、1月の終わりぐらいに入札をして24年度の工事として準備をしております事業として、工事自体は25年の事業と一緒にする予定でございますが、御存じのように東日本大震災以降、特殊機器の納入というのが、かなり納期を要するというようになっておまして、向こうからも納期が必要だということでございますので、工事のほうは25年度に入ってから繰り越し事業ということで今のところ計画しております。

○議員（5番 向井 恒夫議員） 了解。

○議長（谷村 善彦議員） そのほかありませんか。國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） 26ページの教育費の中学校費ですけれども、土地購入費この詳細説明。それから次のページにいきまして、共同調理場運営費の詳細説明。中でも所長の賃金がありますけれども、この所長の賃金の算出根拠、それからこのことは民間委託をしないということで給食センター決まりましたけど、その第1歩かどうか。

○議長（谷村 善彦議員） 田中課長。

○学校教育課長（田中 章君） まず、26ページ公有財産の中学校費の公有財産購入費4,120万円でございます。これにつきましては、先般9月議会、9月20日の全員協議会で説明しておると思うんですが、中学校の借地の一部5,030.1平米を購入したいということで、単価についてその前例に伴って単価を示し、評価額掛ける、コンマ9掛ける面積ということで、9月の20日ですか、説明しとると思います。その金額を計上しております。借地解消という中で、1名の方の広い面積借りとるわけなんですけど、その一部を購入、本人と話し合いがついたということで購入するというところでございます。その費用でございます。

それと、28ページの保健体育費、共同調理場運営これ、人件費関係でございます。実は給料減額して、職員手当、給料・職員手当減額して交付しました。給料、職員手当、共済費を減額しております。それで賃金を計上しておると、それはなぜかということになると思います。実は教育委員会にある給食センター所長が体調を崩し、7月ごろからちょっと調子が悪くなってということで、11月1日付で総務課づけとなっております。病気ということでございます。病気療養ということで11月1日から総務課づけになっております。要は所長がいなくなったということで、さてということで、総務というか所長がいなくなってどうするかということで、11月1日から3月31日までの間ということで、嘱託所長、これ数年前に、何ていうんですか、数年前に退職した時森二郎これを嘱託職員として、所長としてお願いしたということで、これを賃金を計上しておると、ということです。じゃ、所長の給料、職員手当、共済費については総務のほうが増えておるという状況です。

以上です。

○議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） 所長賃金の算出根拠も聞いてるんですが、結局その11月1日から3月までの4カ月、5カ月ということですか。

○学校教育課長（田中 章君） ちょっと申し忘れたんですが、今言われるように11・12・1・2・3、5カ月分、トータル72万円です。月額1万4千4百円ということなんです。

- 議長（谷村 善彦議員） 國永議員。
- 議員（6番 國永美恵子議員） もう1つ聞いたんですよ。今後民間委託をしないということに今後なりましたんでね、この、この賃金で所長を雇うというのがこういう機会にスタートされたのかと思って、そのことも一緒にお尋ねしてたんです。
- 議長（谷村 善彦議員） 田中課長。
- 学校教育課長（田中 章君） これは総務のこととか人事に関わるものだろうと思うんですが、うちのほうはとにかく所長が病気で療養ということで、その3月までということで対応しておりますので、4月から囑託でいくということはないと思うんですが。（「まあ、あるかもしれん」と呼ぶ者あり）
- 議長（谷村 善彦議員） 東課長。
- 総務課長（東 浩二君） 学校教育課長が申しあげましたように、急に病気ということで、センターのほうもやはり朝ボイラーをつけて、給食の管理をする必要がありますので、空席というわけにはいきませんので、時森さんは前の教育課長ということで現場のほうよく御存じということで、急遽お願いをいたしました。4月からは正職員が配置ということで予定しております。
- 議長（谷村 善彦議員） よろしいですか。
- 議員（6番 國永美恵子議員） はい。
- 議長（谷村 善彦議員） 林山議員。
- 議員（1番 林山 健二議員） 先ほどもちょっとありましたが、土地購入費4,120万円ですか、この説明があったんですが、前回私たちに説明があったときには用地を購入するにはあそこに貯水施設をつくるために交渉したら、売却してもいいよというお話があったから町のほうで購入する方針だということを聞いたんですが、今の説明ではあそこに貯水施設をつくる予定ということは一切触れられなかったんですが、なくなったんですか。
- 議長（谷村 善彦議員） 田中課長。
- 学校教育課長（田中 章君） 教育委員会の立場として補正をこれはあげたというのは、買う予定であげましたよということで。9月には確かに下水道事業の関係でお願いして、交渉が始まって、本人の了解が得られたということでございますが、言葉足らずでございました。9月に話したとおりでございます。下水道事業、将来下水道事業として活用するために、という所有者との話し合いで進んできたことでございます。
- 議長（谷村 善彦議員） 林山議員。
- 議員（1番 林山 健二議員） それなら、当初説明を受けたことと一緒によろしいんですが、私どもは当初に、説明を受けていなかったことで、麻郷小学校なんかには暗渠排水がやられると、暗渠排水工事が。私どもは説明を受けておりませんが、で、今回補正予算があがっておりませんが、その資金は、お金はどういうところから出たのかと。
- それと、麻郷小学校のグラウンドを一時大雨が降ったときだけ貯水池にするよと、そういう話もよそから聞こえてきております。私どもは説明を受けておりません、議会として。議会として説明を受けない、で、そうしますよという私たちが受けた説明で議決したものに対して、それよりも変わった工事が行われてると。変更されている、そういうことがあるんです。よう聞いとるんですが、本当にあるんでしょうか。
- 議長（谷村 善彦議員） 田中課長。
- 学校教育課長（田中 章君） 7月ですか。臨時会で工事の受けていただいたとき、図面で若干説明した部分で、十二分に説明してなかったというのはおわびいたします。暗渠排水は若干説明したと思う。清神議員からどっちの方向に流れとるんかという質問を受けて、こっちですよというなあれがあったと思うんですが、今いうグラウンドの形状について、（ ）グラウンドから2メートル下がるんだよとかそういうのはありましたが、詳しくいうと、いろいろ開発行為規制の中で、グラウンド

面がちょっと50センチ下がるとかいろいろあります。ここの分については実は来週各委員会があると思うんですが、そこの全協でそれぞれに説明しようと思って、図面等も用意しております。その場で詳しく説明したいなと思っております。今はあれなんです、今後この計画というか進捗状況ということで、総務文教、経済厚生委員会の全協で説明させていただく予定にしております。

○議長（谷村 善彦議員） 林山議員。

○議員（1番 林山 健二議員） 補正にあがってないけども、どうですか。暗渠排水工事なんかがあがっておりませんが、どうなんですか。

○議長（谷村 善彦議員） 田中課長。

○学校教育課長（田中 章君） 金額についてもそのとき一緒に説明しますが、それは全体事業費の中の、この24年度予算全体事業費の中には含まれております。

○議長（谷村 善彦議員） 林山議員。

○議員（1番 林山 健二議員） 24年度の全体事業の中には含まれているんだよと。この間6,800万円ですかいね、議決したのは。あれはその中の工事計画だけをしたからということですね。

○議長（谷村 善彦議員） 田中課長。

○学校教育課長（田中 章君） そのとおりでございます。あれは5千万円以上の国の請負工事には議決がいるということで、あの部分についてのみの議決でございました。

○議長（谷村 善彦議員） 林山議員。

○議員（1番 林山 健二議員） そのときにはもうわかってたんでしょ。暗渠排水がいるのも。学校のグラウンドを今よりも50センチ下げなきゃならないよというのもわかってたんでしょ。わかっててなんでそのとき説明ないんですか。あの工事は、あのときに議決したのは、後ろの山も今の校庭の高さまで下げますよと、法面を。そういう話しかありませんでした。校庭を50センチ掘り下げて仮貯水池をつくるという話は、私らぜんぜん聞いてません。それもこの工事にやられてるわけでしょ。で、工事は発注されてる。暗渠排水なんかも発注されてるんでしょ。

○議長（谷村 善彦議員） 田中課長。

○学校教育課長（田中 章君） あのとき議決もらった工事については山を削って全体面をつくるというのが主な工事でございます。その時点で確かに50センチ下がると、この部分についてはほんと説明不足だったといいますか、おわびいたします。それと、開発行為申請の中でよく工場群をつくっても工業団地つくっても遊水池というのがいると思います。これもそういう対象です。この校舎の裏の三角地に大きなプールをつくるか、グラウンドの下に大きなプールをつくるかというな、いろんな選択肢があったわけですが、金額的にもということで、50センチ下げて水を処理しながら最大雨量に備えるという方法をとったわけなんです。開発行為申請の途中でもあったということじゃあるんですが、ほぼ方針は決まっちゃったのは確かでございます。ですから、説明不足だったということは、これはおわびいたします。

○議長（谷村 善彦議員） いいですか。林山議員。

○議員（1番 林山 健二議員） あのね、説明不足だったんと全然形を変えたんとはもう全然意味が違うと思うんですよ。それをただ、ちょっと違うというんなら説明不足ちゅう面もあるけど、グラウンドの形状なんか全然変わってくるわけですよ。それは説明不足とは違うと思いますがね。議決するときにそういう話はしていただかないと。私たちの議決の判断材料にならないと思うんですよ。

○議長（谷村 善彦議員） どうですか。

○学校教育課長（田中 章君） 説明不足というより説明担当者の……。十二分に説明をしていなかったらということでございます。

○議長（谷村 善彦議員） 林山議員。

○議員（1番 林山 健二議員） 説明不足は説明不足。それはまた後全協で話しがあるということで、だからそれは尊重しますけども。で、今から変えられるんですか。変えることが可能なんですか。説明を受けて私たちが、それは何ぼなんでもまずいよという場合にえられるんですか。

○議長（谷村 善彦議員） 田中課長。

○学校教育課長（田中 章君） このことについてはもう変更はできません。相手が県の許可権限の中でやっていますから可能、それはあの下にグラウンド面を面にして下に大きなプールをつくり、その部分に値する部分を下に大きな水槽をつくるよということに仮に変えたとして、それに対して申請関係、事業費の見直しとかやったら工期間に合わんと思います。

○議長（谷村 善彦議員） 林山議員。

○議員（1番 林山 健二議員） これで終わりますけどね、結局そういう変えられもせんようなこと、それは説明不足じゃないよ。簡単にいやあ、私らペテンにかけたとか、私ら思われん。うそ言うて議決をとって、議決をとったから何やってもいいっちゅうもんじゃないから。ただそれだけです。

○議長（谷村 善彦議員） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第40号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第41号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第42号、質疑ありませんか。向井議員。

○議員（5番 向井 恒夫議員） 本案は介護保険特別会計補正の第2号という議題ですが、その下の町条例、指定地域密着型サービス事業、いずれも関係があるやのように感じておるわけですが。お尋ねの第1点は、町が（ ）たぶせ苑の関係で焦点を合わせた質問をしたいと存じます。で、問題はこの新しい条例をつくると、これは1つの制度改正によるものだというふうに思われるんですが、国、特に（ ）になるんでしょうが、どのような条例をつくろうとされておるのか。条例によってはいくつかのパターンがここに載っておりますが、いずれにしても1項目から提案資料によりますと、10項目、10の項目に分けて事業をやっていく。中でも特に寄附金、寄附金につきましては、今まで税金がかからなかったのが税がかかってくるというふうに受けとめられる、条例（ ）になっておると思いますが、その辺について概略を、その事業の大筋について説明をお願いしたいと。

特に、たぶせ苑の仕事、業務というのは、特別老人養護ホーム、それからここの議案に関係ありません、痴呆症用の施設の利用割合、利用計画、こういうものが中心になって、田布施町ではサポートたぶせとたぶせ苑の2カ所、本町の領域の中にこういう施設が7つか8つかあると思うんですが、この条例に関係のある事業所ということになると、たぶせ苑とたぶせ苑特にみずき、あるいはたぶせ苑でなしにサポートたぶせというこの3つは、3カ所は事業所として決まっていくなだろうと思うんですが。それに対する税の関係は新しく設ける、条例をもって新しい条例つくるということになっとうですが、その新しい条例は本案には載っておりません。したがってその条例はいつごろでるのか。そこら辺を含めて御答弁ください。

○議長（谷村 善彦議員） 今、議案第42号の介護保険補正に関して、どっちかという補正予算の2号の件なんです。今の要は、43号になるんですか。今質問された。（「何もかも一緒になっちゃう」呼ぶ者あり）

○議員（5番 向井 恒夫議員） 一括質問したんです。答弁してください。

○議長（谷村 善彦議員） 今、42号の質疑をしてるんですが、42号はよろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

第43号。今、向井議員さんの43号ですかね。43号、よろしく申し上げます。岡本課長。

○税務課長（岡本 正君） 今回の税条例の改正につきましては、寄附金に対する町民税の寄附控除のできる範囲を広げるといってございまして、今年の3月に県が条例を改正しまして、県内の事業所及び団体、今年の10月現在で423の法人、団体を指定しておりますが、それと同じように町民税もそれらの団体、法人につきまして、税控除の適用を広げるといって改正でございまして。（発言するものあり）ちなみに423団体ですね、田布施町に今現在、施福会と田布施保育園、社会福祉協議会、城南学園が入っています。

○議長（谷村 善彦議員） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第44号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第45号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第46号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第47号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第48号、質疑ありませんか。向井議員。

○議員（5番 向井 恒夫議員） これ町営住宅の条例の件ですが、議員にもご案内していただいた通りと思うんですが、実は、今も続いちよるかどうかわかりませんが、田布施町営住宅が空いておると。特にそれは、波野団地のでかい、高い住宅のようで、その住宅の1番銭が高いのが何と莫大な高値でございまして、一説によると高いから、値段が高いから入れん、入りきれんという声を随分聞きます。どのぐらい出よるのかちゅうのを尋ねるとですね、あの2階、一番上はかなりの空き家があるところですが、大体半分以上は入り手がないうちゅう。こういうふうなこと聞いております。で、この際、住宅等の家賃、賃金につきまして、国の方針ちゅうか、国の基準を下回る町独自で住宅使用料を決めるということは違法なのか。あるいは町長の裁量で、そういう入り手のない高い家賃で（ ）だったら住民のほうも考えがあって、少し値段を安くして公表するか、それは1つの政策の選択だろうとこういうふうに思っております。この点を含めて、このせつかく条例改正でございましてから、多少の配慮が必要ではないかという質問なんです。

以上です。

○議長（谷村 善彦議員） 川添課長。

○建設課長（川添 俊樹君） ただいまの御質問でございましてけれども、向井議員が言われるのは当然、特高賃といわれる住宅だろうと思っております。波野南に20戸ございまして、現在4戸が空いてるという状況でございまして。

で、家賃との関係ですけれども、家賃、空いてるから安くするとかこういう形で家賃は決まりません。今回の条例は入居の所得の関係の条例でございましてから、家賃とは関係ないんですけども、入居の資格要件は町が決める、政令の範囲内で決めるという形には今回の条例改正になりますけれども、

家賃につきましては住居の新しさ、それから居住性、中の広さそれからいろんな要件がございます。だから、駅から近いとかその団地がですね。そういった各要素を算定をして決められた算式の中で家賃が決まりますので、それを任意で古いから1万5千にするとか、そういう形の家賃の決め方というのはできませんので、古くなれば当然査定率が下がってきますので、安くなるという形で今現在家賃決められていますので、家賃はそのような形の中で決めていきます。ただ、入居の利用権の中の今回の条例改正のような場合は、それはある程度今後も町の中で合意ができれば入居資格としてやっていきたいという形の今回の条例改正でございます。

○議長（谷村 善彦議員） いいですか。

○議員（5番 向井 恒夫議員） いいです。

○議長（谷村 善彦議員） いいですか。藤山議員。

○議員（3番 藤山 巖議員） 整備条例がつくられますと、この以前の町営住宅については、かなりの部分が該当するというふうな気もするんですよ。そうしますと、この条例に基づいて既存の町営住宅の手直しちゅうのをするんですか。そのあたりはどうなるんですかね。

○議長（谷村 善彦議員） 川添課長。

○建設課長（川添 俊樹君） 整備するときの条件ですから、今後新たに建設するときそれに基づいて整備ということです。

○議長（谷村 善彦議員） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第49号、質疑はありませんか。清神議員。

○議員（8番 清神 清議員） 田布施町町営住宅条例の一部改正というところで、1番最後のところになるかと思えます。この条例は平成25年4月1日から施行するというふうにしてある、その上ですね。第9条第5項第3号中、3人以上を2人以上に改めるとありますが、これは、よくわかりませんが、入居のときの多分条件だろうと思うんです。じゃない。（発言するものあり）49項の最後になると。（発言するものあり）それですね、3人以上を2人以上に改めるというのがあるんですけども、これはいわゆる3人いなかったら多分入れないから、2人以上でだろうと思うんですが、今現在、実際に2人か3人で入居するときは入っておられて結婚されて2人になった、連れ合いが亡くなってたった1人になったというような方々も結構いらっしゃると思うんですけども、この場合25年4月1日から1人の方は出してもらいたいという形になるんですかね。その辺どうなんでしょう。

○議長（谷村 善彦議員） 川添課長。

○建設課長（川添 俊樹君） 今の御質問でございますけれども、おっしゃるようにこの最後の規定は今回の一括改正とは違います。だから、今まである条例で優先規定という条項がありまして、例えば母子家庭であるとか身体障害者の方とか高齢者の方というような形で、それと住宅を5回続けて連続で落ちられた方、というような形で、今の住宅の入居の方法は、申し込みを受けまして皆さんの前でガラポンという玉が出る機械で、皆さんの前で公平に番号を当てていただく。その優先規定の中に、落ちたら1つ増やす、だから通常の家家庭なら玉1個なんですけれども、例えば母子家庭であれば玉は1つ増えますよと。で、福祉、生活保護等を受けられても増えますよとかいうような規定が、優先規定というのがあるんです。

だからそれは入居する際の規定とはちょっと違うんで、申し込みを受けて玉1個よりも2個のほうで確立は倍になります、というような話で。だからそういう優先規定で、中の1つに子供さん3人という、3人という規定があるんです。18歳未満の2人以上の扶養親族18歳未満、だから今までは3人、足してたのが優先規定の1つ、増やしてたんですけども、現状のままだでもいいんですけども、状況をずっとみますと3人以上がなかなかいらないで、子供さん2人連れてなかなか当たらないというような形で、今、お子さんが少ない状況がありますんで、2人以上を玉1個増やせる、

それがいいと判断して今回優先規定の中に、3人を2人にしたという形で変更したということです。だから入居をするときの条件じゃなくて、玉をガラガラするときの1個まぜるか、2個まぜるか、3個まぜるか、その中の1つとして規定してあるものです。

○議員（8番 清神 清議員） わかりました。ちょっと私が勘違いしておりました。

○議長（谷村 善彦議員） 林山議員。

○議員（1番 林山 健二議員） これ再度の委員会で聞くんですけども、多分これ委員会で審議されるんですけども、44号からなんですけども、実際に田布施町の具体例なんか、田布施はどこですか、どこどこのこの事業所があるとか、公園なんかはどこどこが当たりますよとか、そういうことで私たちにこれ読んだんじゃなかなかわからんのですよ。だから、今日の一般質問じゃないけど、噛んで含めるように説明していただかんと、条例で、今までは国の省令で決まっとったから、ああ、国が決めちよることじゃけようわからんよつうて人に言えたんじゃけど、今度は条例で決めたら、皆さんに住民に聞かれたときに、お前らが決めちよって知らんのかって言われるのも困るんですよ。それで、ちょっとそういう詳細説明をそのときにはお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（谷村 善彦議員） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号から議案第49号までの12件は、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第17. 陳情第5号

○議長（谷村 善彦議員） 日程第17、陳情第5号、陳情書（選挙広報の条例化に関する陳情）を議題とします。

陳情第5号は、お手元に配付の陳情文書表のとおり総務文教委員会に付託します。

○議長（谷村 善彦議員） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

（ベル）

午後2時35分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 谷 村 善 彦

署名議員 河 内 賀 寿

署名議員 岡 崎 南 海 子

議事日程(第2号)

平成24年12月21日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第38号
専決処分の承認について(平成24年度田布施町一般会計補正予算(第3号))
(委員長報告)
- 日程第3 議案第39号
平成24年度田布施町一般会計補正予算(第4号)議定について(委員長報告)
- 日程第4 議案第40号
平成24年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定について
(委員長報告)
- 日程第5 議案第41号
平成24年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定について
(委員長報告)
- 日程第6 議案第42号
平成24年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第2号)議定について
(委員長報告)
- 日程第7 議案第43号
田布施町税条例の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第8 議案第44号
田布施町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(委員長報告)
- 日程第9 議案第45号
田布施町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(委員長報告)
- 日程第10 議案第46号
道路の構造の技術的基準等を定める条例(委員長報告)
- 日程第11 議案第47号
田布施町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例(委員長報告)
- 日程第12 議案第48号
田布施町営住宅等の整備基準を定める条例(委員長報告)
- 日程第13 議案第49号
田布施町都市公園条例等の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第14 陳情第5号
陳情書 選挙公報の条例化に関する陳情(委員長報告)
- 日程第15 議案第50号

- 日程第 1 6 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第 5 1 号
- 日程第 1 7 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
委員会提出議案第 2 号
田布施町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 8 委員会提出議案第 3 号
田布施町議会会議規則の一部を改正する規則

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 3 8 号
専決処分の承認について（平成 2 4 年度田布施町一般会計補正予算（第 3 号））
（委員長報告）
- 日程第 3 議案第 3 9 号
平成 2 4 年度田布施町一般会計補正予算（第 4 号）議定について（委員長報告）
- 日程第 4 議案第 4 0 号
平成 2 4 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について
（委員長報告）
- 日程第 5 議案第 4 1 号
平成 2 4 年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）議定について
（委員長報告）
- 日程第 6 議案第 4 2 号
平成 2 4 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について
（委員長報告）
- 日程第 7 議案第 4 3 号
田布施町税条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第 8 議案第 4 4 号
田布施町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（委員長報告）
- 日程第 9 議案第 4 5 号
田布施町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（委員長報告）
- 日程第 1 0 議案第 4 6 号
道路の構造の技術的基準等を定める条例（委員長報告）
- 日程第 1 1 議案第 4 7 号
田布施町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（委員長報告）
- 日程第 1 2 議案第 4 8 号
田布施町営住宅等の整備基準を定める条例（委員長報告）
- 日程第 1 3 議案第 4 9 号
田布施町都市公園条例等の一部を改正する条例（委員長報告）

- 日程第 1 4 陳情第 5 号
陳情書 選挙公報の条例化に関する陳情（委員長報告）
- 日程第 1 5 議案第 5 0 号
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 1 6 議案第 5 1 号
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 1 7 委員会提出議案第 2 号
田布施町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 8 委員会提出議案第 3 号
田布施町議会会議規則の一部を改正する規則

出席議員（13名）

1 番	林山 健二議員	2 番	西本 敦夫議員
3 番	藤山 巖議員	4 番	畠中 孝議員
5 番	向井 恒夫議員	6 番	國永美恵子議員
7 番	高川 喜彦議員	8 番	清神 清議員
9 番	木本 睦博議員	1 0 番	河内 賀寿議員
1 1 番	岡崎南海子議員	1 2 番	石田 修一議員
1 3 番	谷村 善彦議員		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 中田 正美君 書記 棟安 泰弘君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	長信 正治君	副 町 長	富田 辰也君
教 育 長	尾崎 龍彦君	総務課長	東 浩二君
企画財政課長	西本 重貴君	税務課長	岡本 正君
町民福祉課長	田縁 和明君	建設課長	川添 俊樹君

経済課長	落合 祥二君	健康保険課長	猪股 勝美君
学校教育課長	田中 章君	社会教育課長	岡本 憲一君
会計室長	徳元 淳良君	収納対策室長	藤井 正彦君

午前9時00分開議

(ベル)

○議長（谷村 善彦議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（谷村 善彦議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、石田修一議員、林山健二議員を指名いたします。

日程第2. 議案第38号

日程第3. 議案第39号

日程第4. 議案第40号

日程第5. 議案第41号

日程第6. 議案第42号

日程第7. 議案第43号

日程第8. 議案第44号

日程第9. 議案第45号

日程第10. 議案第46号

日程第11. 議案第47号

日程第12. 議案第48号

日程第13. 議案第49号

日程第14. 陳情第5号

○議長（谷村 善彦議員） 日程第2、議案第38号専決処分の承認について（平成24年度田布施町一般会計補正予算（第3号））から、日程第14、陳情第5号陳情書（選挙公報の条例化に関する陳情）まで、13件を一括議題といたします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。石田総務文教委員長。

○総務文教委員長（石田 修一議員） おはようございます。総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る12月13日、本会議において、当委員会に付託されました議案第38号、議案第39号及び議案第43号の議案3件について、12月18日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案3件につきましては、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第38号につきましては、全会一致で原案のとおり承認すべきもの、議案第39号及び議案第43号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号につきましては、お手元に、（ ）、次に、陳情第5号につきましては、お手元に配付の審査報告書のとおり賛成がありませんでしたので、不採決とすべきものと決定いたしました。

た。失礼、不採択とすべきものと決定いたしました。

選挙公報の条例化に関する陳情につきましては、委員から、制度としてはあってもいいが、貴重な税金を使ってまで積極的につくる必要があるのかと、なくてはならないものかとは疑問だという意見など、選挙公報の条例化に慎重な意見が大半でございました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○議長（谷村 善彦議員） 次に、清神経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（清神 清議員） 経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る12月13日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号及び議案第49号の議案9件について、12月17日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案9件につきましては、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（谷村 善彦議員） これから各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第38号から議案第49号まで討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） なしと認めます。

次に、陳情第5号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第38号専決処分の承認について（平成24年度田布施町一般会計補正予算（第3号））を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、承認です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷村 善彦議員） 起立全員です。したがって、議案第38号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第39号平成24年度田布施町一般会計補正予算（第4号）議定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷村 善彦議員） 起立全員です。したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号平成24年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についてから議案第42号平成24年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定についてまで、3件を一括して採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷村 善彦議員） 起立全員です。したがって、議案第40号から議案第42号まで3件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号田布施町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷村 善彦議員） 起立全員です。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号田布施町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例から議案第49号田布施町都市公園条例等の一部を改正する条例まで、6件を一括して採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷村 善彦議員） 起立全員です。したがって、議案第44号から議案第49号まで6件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第5号陳情書 選挙公報の条例化に関する陳情を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は、お手元に配付の審査報告書のとおり不採択です。陳情書 選挙公報の条例化に関する陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷村 善彦議員） 起立少数です。したがって、陳情第5号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第15. 議案第50号

日程第16. 議案第51号

○議長（谷村 善彦議員） 次に、日程第15、議案第50号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び日程第16、議案第51号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての2件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、提案理由を申し上げます。

議案第50号及び第51号は、人事案件で人権擁護委員の推薦に関するものであります。

現在、本町では、金長広典氏、清水俊澄氏、銭谷忠義氏、谷茂子氏の4名が法務大臣の委嘱を受け、人権擁護委員として活動されています。

本案は、この4名のうち銭谷忠義氏、谷茂子氏の任期が平成25年6月30日をもって満了いたしますが、引き続き両氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

まず、議案第50号は、銭谷忠義氏についてであります。銭谷氏は法務省において長年、少年院教育部門に力を注がれ、退職後平成17年6月1日から柳井地域保護司を勤められ、平成19年7月1日からは人権擁護委員として活動されています。また、現在は田布施町防犯パトロール隊長として、地域の治安活動にも御尽力をいただいております。

次に、議案第51号は、谷茂子氏についてであります。谷氏は長く学校教育に携われ、退職後は田布施町更生保護女性会の理事として活躍され、平成22年7月1日から人権擁護委員として活動されています。

両氏は人権問題についての理解も深く、これまでも人権に係る学校行事等の企画、運営にも参加されており適任であることから、引き続き人権擁護委員をお願いしようとするものであります。

詳細は、御質問に応じ、私及び関係参与から説明をいたしますので、慎重に御審議を賜り、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（谷村 善彦議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第50号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第51号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第50号及び議案第51号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号及び議案第51号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論は2件を一括して行います。議案第50号及び議案第51号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第50号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。本件は、原案のとおり決定することに同意の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷村 善彦議員） 起立全員です。したがって、議案第50号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第51号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。本件は、原案のとおり決定することに同意の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷村 善彦議員） 起立全員です。したがって、議案第51号は原案のとおり同意されました。

日程第17. 委員会提出議案第2号

日程第18. 委員会提出議案第3号

○議長（谷村 善彦議員） 次に、日程第17、委員会提出議案第2号田布施町議会委員会条例の一部を改正する条例及び日程第18、委員会提出議案第3号田布施町議会会議規則の一部を改正する規則の2件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。林山議会運営委員長。

○議会運営委員長（林山 健二議員） それでは、委員会提出議案第2号田布施町議会委員会条例の一部を改正する条例及び委員会提出議案第3号田布施町議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由を御説明いたします。

議案第2号及び議案第3号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行うものであります。

まず、議案第2号は、これまで地方自治法で定められていた委員の選任等に関する事項が、改正法

により、条例に委任されたことに伴い新たに規定する必要があるため、委員会条例を一部、改正するものです。

次に、議案第3号は、改正法により、引用した関係条文が変更されたため、会議規則を一部改正するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。全議員の皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（谷村 善彦議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。委員会提出議案第2号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

委員会提出議案第3号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は2件を一括して行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、委員会提出議案第2号及び委員会提出議案第3号の2件を一括して採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷村 善彦議員） 起立全員です。したがって、委員会提出議案第2号及び委員会提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま議決されました委員会提出議案第2号及び委員会提出議案第3号について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたします。

○議長（谷村 善彦議員） これで本日の日程は、全部終了します。

以上で会議を閉じます。平成24年第5回田布施町議会定例会を閉会いたします。

（ベル）

午後9時20分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 谷 村 善 彦

署名議員 石 田 修 一

署名議員 林 山 健 二